

職員の給与等に関する報告及び勧告

平成 30 年 10 月

三重県人事委員会

(写)

人 委 第 6 1 号

平成30年10月12日

三重県議会議長 前田 剛志 様

三重県知事 鈴木 英敬 様

三重県人事委員会

委員長 竹川 博子

職員の給与等に関する報告及び勧告

三重県人事委員会は、地方公務員法第8条第1項、第14条第2項及び第26条の規定に基づき、人事管理及び職員の給与について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

目 次

別紙第1 報告	1
第1 人事管理に関する報告	1
1 人材の確保・育成	1
2 能力・実績に基づく人事管理の推進と組織力の向上	7
3 ワーク・ライフ・マネジメントの推進と勤務環境の整備	8
4 臨時・非常勤職員に係る人事管理	11
5 高齢期の雇用問題	12
第2 職員の給与に関する報告	13
I 職員の給与を決定する諸条件等	13
1 職員の給与	13
2 民間従業員の給与等の調査	13
3 職員の給与と民間従業員の給与との比較	14
4 物価及び生計費等	16
5 国家公務員の給与	16
II 職員の給与に関する見解	18
1 本年の給与改定	18
2 給与制度の総合的見直しに伴う経過措置	20
3 その他の課題	21
第3 むすび	23
別紙第2 勧告	24

参 考 資 料

報 告

本県では、平成 28 年 4 月に策定した「みえ県民カビジョン・第二次行動計画」において、「県民力でめざす『幸福実感日本一』の三重」を基本理念として、その実現に向けて様々な主体との協創による魅力的な地域づくりを進めているところです。その担い手の中でもとりわけ職員は、行政の専門家としての資質や能力の向上が求められており、人事行政を適切に運営していくことが肝要です。

限られた経営資源の中で、最小の経費で最大の効果を挙げるために、必要最小限の精鋭な職員による公務能率の最大化は県民も希求し、効率的な行財政運営を行ううえで極めて大切なことです。その方策として、優秀で多様な人材の確保、効果的な人材育成、能力の実証による任用、職務・職責に応じた給与制度や働き方改革などへの取組が重要です。

このような中、管理職員による傷害などの多くの重大な非違行為や不適切な事務処理により、県民の信頼を大きく損なう事態が幾度となく生じていることは極めて憂慮すべき状況です。

また、本県の厳しい財政状況を踏まえ、昨年度より特例条例による給与の減額措置が実施されているところであり、任命権者においては、引き続き任用、給与、働き方などの人事行政が人件費に与える影響についても注視し適切な対応をしていくことが必要です。

これらのことを踏まえ、人事管理に関する主な課題と取組の方向性及び給与に関する調査結果とその見解について、次のとおり報告します。

第 1 人事管理に関する報告

1 人材の確保・育成

(1) 人材の確保

効率的な行政運営を行っていくためには、優秀で多様な人材をより多く確保することが有効です。

少子化による受験年齢層の人口の減少や民間企業等の採用の活発化など、公務員の採用にかかる環境は年々厳しさが増すとともに、国や自治体間の競合も激しくなっており、公務員試験における優秀な受験者の確保が全国的に大きな課題となっています。

本県における各採用試験の申込者数の推移は、図1から図3までのとおりです。県職員採用候補者A試験の申込者数は減少傾向にあり、本年度は、平成元年度以降で最も少なかった昨年度よりさらに少なくなっています。また、警察官採用候補者試験においても、申込者数は減少傾向が顕著となっており、教員採用選考試験においても、減少傾向が続いています。

本来、県の仕事や社会的意義に魅力を感じる人材が数多く応募することが望ましい中、一方で、県民の信頼を損なう不祥事が連続して起きており、申込者数に与える影響も少なからず懸念されます。

県民の利益に資する政策を企画・執行できる人材をより多く確保するためには、働き方改革を一層進めるとともに風通しを良くするなど、魅力ある職場づくりに努め、本委員会と任命権者が連携し創意工夫しながら受験者世代に効果的な広報活動を実施していくことが重要です。

本委員会や任命権者は、ホームページやパンフレットなどのほか、情報拡散効果が期待できるツイッター等のSNSを利用するとともに、説明会等の直接的な訴えかけをする機会を増やすなど、広報活動に取り組んできました。今後も、そのような機会をより効果的に活用しながら、仕事の内容や本県で働くことの魅力ややりがいを伝え、公務員を志望している学生等はもちろん、公務員を志望するに至っていない学生やU・Iターンを希望している社会人に対しても積極的に働きかけていきます。

また、将来予想される職員構成を踏まえると、若いうちから企画力、論理的思考力や指導力といった能力が求められるようになると想定されます。本委員会としては、これからの県政を担うための必要な能力を備えた、優秀で多様な人材の確保に向け、引き続き職員採用試験のあり方について調査・研究を行い、改善を図っていきます。

図1：県職員採用候補者A試験 採用予定数及び申込者数の推移

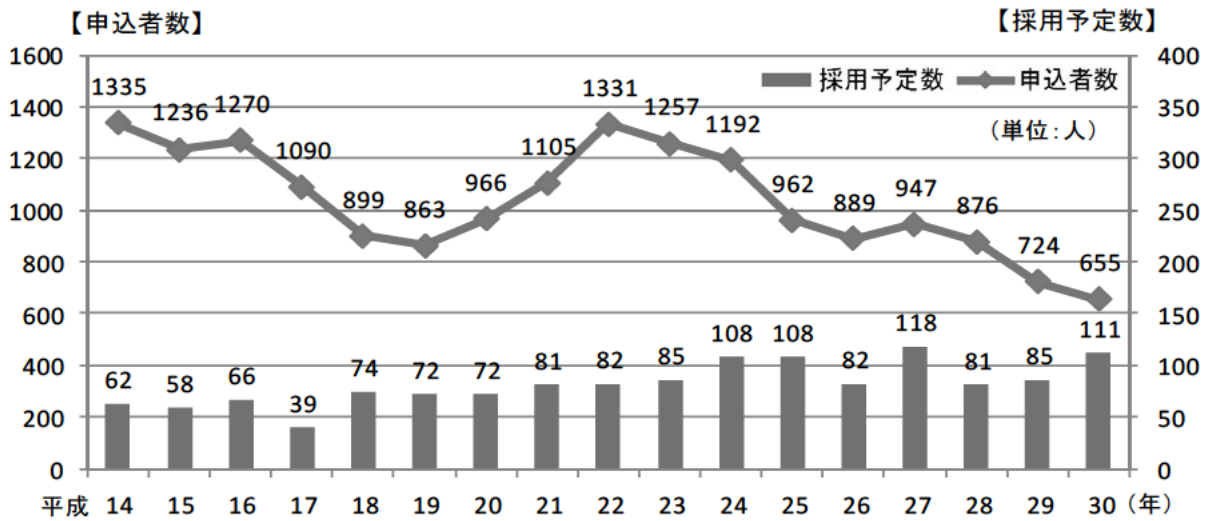


図2：警察官採用候補者試験 採用予定数及び申込者数の推移

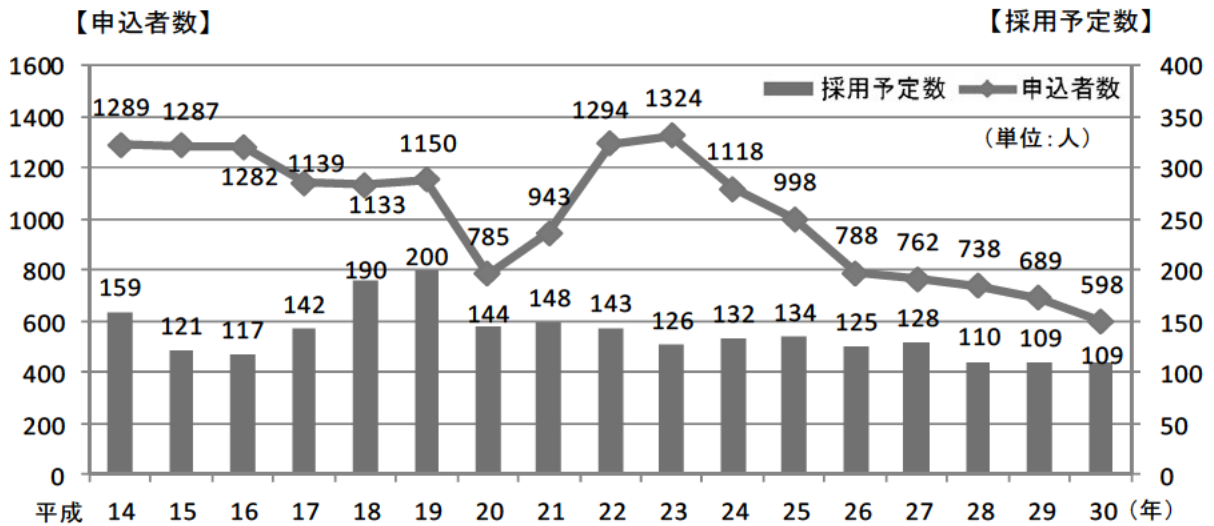
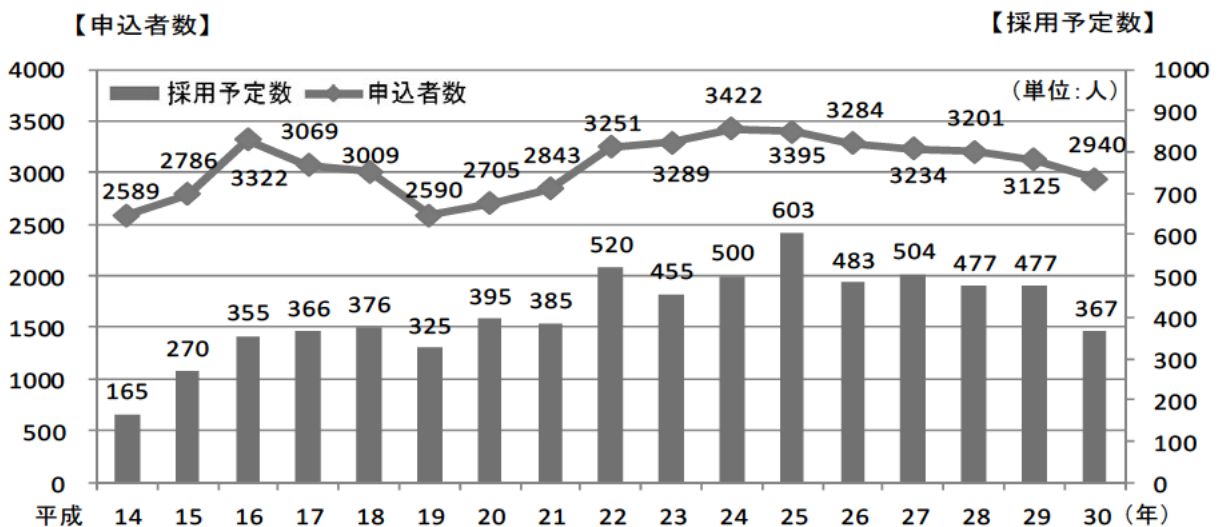


図3：教員採用選考試験 採用予定数及び申込者数の推移



(2) 人材の育成・活用

ア 人材の育成・活用

本県では、「県民とともにアクティブに、新しい三重を創っていく日本一の職員」をめざすべき職員像として、「仕事を通じた人材育成（OJT）」を最も重要な柱と位置付けたうえで、「組織が積極的に関与し、かつ個人も主体的に能力向上に取り組み続ける人材育成」に取り組んでいます。

人材の育成は、実効性の高い行政運営を行ううえで重要です。任命権者は、図4から想定される将来の職員構成を見据え、中堅・高齢層に比べてかなり少数である若手職員の能力や専門性の向上を計画的に図り、県職員としてのキャリア形成を支援するための研修等を実施することが必要です。

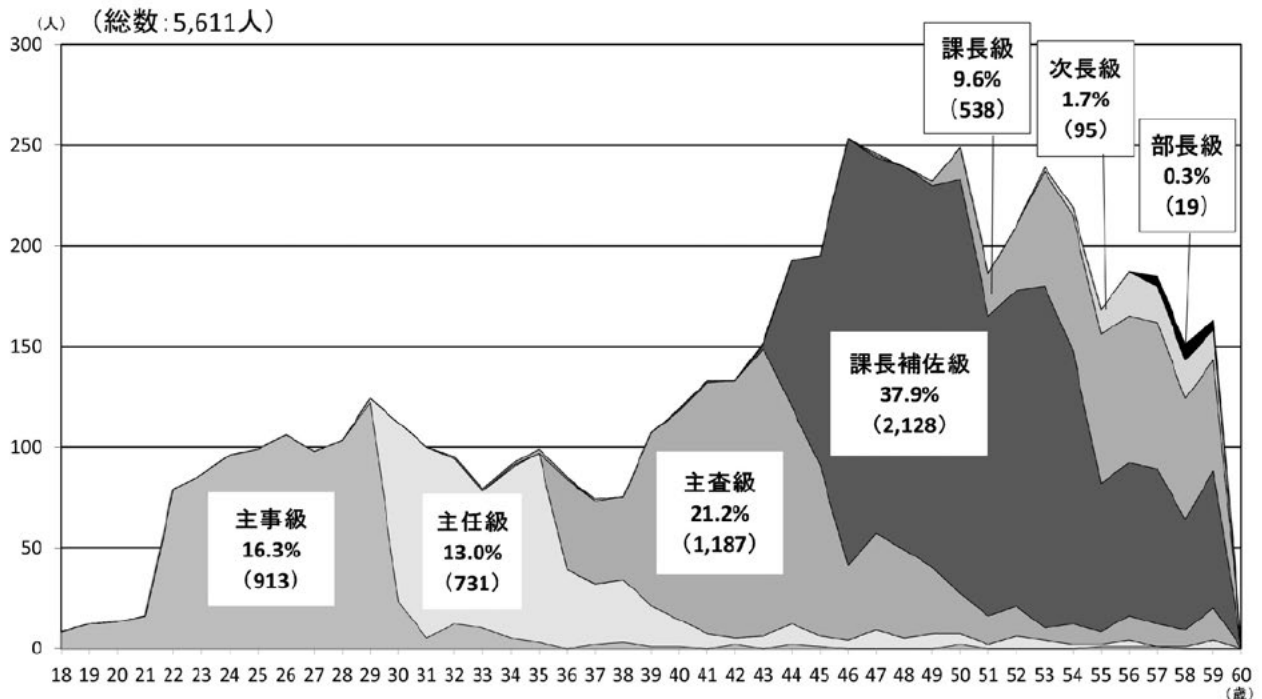
一方、中堅・高齢層の職員が今後のキャリアや職業生活に希望を持ち、意欲を持って仕事に向き合っていくことは、職場の活性化や公務能率の向上において重要です。40歳代以上の職員の割合が68.7%と高くなり、ポストが限られる中、自身の思い描いたキャリアとは異なる職責や役割を担う職員が増えたことで、意欲ややりがいの低下による近時の不適切な事務処理のような事案の惹起も懸念されます。任命権者は、中堅・高齢層の職員一人ひとりが、責任感を持ちながら、知識、経験や能力を生かした役割を担い、充実感や達成感を得られるよう、人材の活用に取り組むことが必要です。

警察においては、警察学校その他の教養訓練施設における各種研修等を通じた人材育成を図っていますが、近年増加している女性警察官のキャリア形成を含めた組織力の向上に取り組むことが必要です。

教育委員会においても、「三重県教育ビジョン」に教員の資質向上を施策として位置づけるとともに、本年3月に「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」を策定し、人材の育成・活用に取り組んでいます。教育現場に時間的余裕がなくなっており、今後も多くの教員の退職が見込まれる中、力量のある教員を確保しつつ、知識や技術を継承しながら若手や中堅教員を育成していくことが求められます。

図4：年齢・職級別職員構成

(平成30年4月1日現在)



(注)「平成30年人事統計調査」から、知事部局、各種委員会事務局、警察、県立学校、市町立学校の行政職給料表、研究職給料表、医療職給料表(二)、医療職給料表(三)適用職員の構成を示しています。

表1：日本一、働きやすい県庁(しよくば)アンケート2017結果(抜粋)

設問内容	課長級以上	課長補佐級
あなたは、現在の仕事にやりがいを感じますか。	80.6%	64.4%
あなたは現在の仕事で、自分の個性や能力を発揮することができていると感じますか。	75.9%	62.5%

(注)「そう思う」「やや思う」「あまり思わない」「思わない」「わからない」の選択肢のうち、「そう思う」「やや思う」と答えた職員の割合

イ 女性活躍の推進

意欲や能力のある女性職員の活躍を推進するためには、キャリアデザインやライフサイクルに応じ、仕事と家庭を両立できる働きやすい勤務環境の整備を図ることが重要です。

本県では、平成28年3月に策定した「女性活躍推進のための三重県特定事業主行動計画」などに基づき女性職員の活躍を推進しているところですが、そのためには、男女を問わず時間外勤務を前提とした働き方を見直し、緊急業務等を除き定時退庁できる職場環境であることが求められます。

併せて、キャリアデザインの実現や管理職員への登用につながる人材育成、多様な知識や経験の習得をめざした職域の拡大、能力の実証に基づく適材適所の配置や任用などの取組を一層進めていくことが必要です。

また、女性職員が仕事と家庭を両立し、いきいきと働いている職場は、魅力ある働きやすい職場として優秀な人材の確保にもつながることから、組織を挙げて取り組んでいく必要があります。

(3) 不祥事防止に向けた取組の徹底

本年においても、依然として職員が傷害や窃盗など犯罪にあたるような重大な非違行為により逮捕される事案や、未処理事務の放置や公文書の紛失など極めて不適切な事務処理事案が発生しています。

前者については、明らかに職員個人の反倫理観から引き起こされた犯罪あるいは犯罪に匹敵する非違行為であり、職員個人が刑事処罰を受けることはもちろん、任命権者においては、非違行為を起こした職員に対し、懲戒処分や分限処分など厳正に対応することが必要です。県民への報告や謝罪の方法などの組織としての対応については、県民からの厳しい視線もしっかりと認識し、抜本的に再検討されるべきものと考えます。

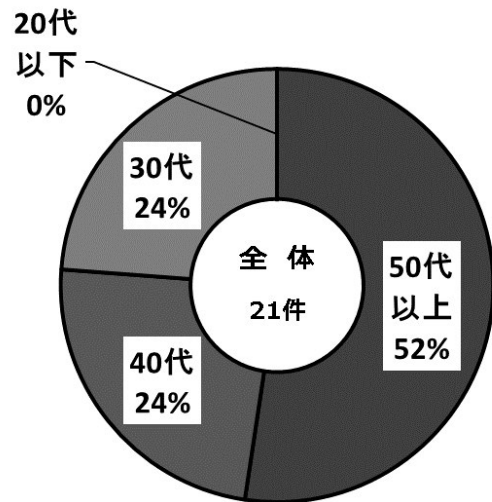
また、後者の不適切な事務処理事案については、職員としてのコンプライアンス意識の希薄さ、職務に対する緊張感の欠如など不適切な事務が起きた原因や背景を分析し、組織全体で再発防止に向けた取組を徹底するとともに、組織ガバナンスなどについての見直しを行うことが急務です。その行為が職員の故意によるものや悪質である場合などは、前者と同様、懲戒処分や分限処分など厳正な対応が必要です。

いずれの場合においても、任命権者は、県民からの信頼回復に向け、職員に対して甘いと思われることがないような対応を行うことが重要です。

公務員としての倫理観を持つことは、職員として必要な職務遂行能力の習得や向上を図る以前の問題であり、当然の責務です。職員一人ひとり、三重県職員としての強い自覚と誇りを持ち、自らをより厳しく律し、県民から信頼される職員となることを改めて肝に銘じる必要があります。

とりわけ管理職員や課長補佐級職員など部下職員を指導・育成すべき立場である職員の不祥事が連続して発生していることは、県民の信頼を限りなく損なう事態であり、組織として人事管理のあり方を改めて大きく捉え直すことが不可欠と考えます。

図5：過去5年間（平成25～29年度）における懲戒処分者の年代別割合（教育・警察を除く）



2 能力・実績に基づく人事管理の推進と組織力の向上

本委員会は昨年の報告において、職員の任用は、非管理職の間におけるこれまでの年齢や経験を基本とした運用、職員の高齢化により職級別職員構成に偏りがあることから、組織のあるべき姿を見据えた「能力・実績に基づく人事管理」、「強み・弱みに基づく人材育成」、「職員の高齢化への対応」などの諸課題について継続的な見直しの必要性を指摘しました。（平成30年4月1日現在、図4のとおり。）

職員の任用において、人事行政の公正の確保のためには、地方公務員法の趣旨を踏まえ、職務遂行能力の実証に基づく人事管理を行うことが肝要です。

本県では、平成27年4月から「県職員育成支援のための人事評価制度」を本格実施し、「職員の意欲・能力の向上」による「組織力の向上」をめざした取組を進めています。そのような中、前述したように倫理観の希薄さなどによる不祥事に加え、未処理事務の放置など意欲・能力の欠如ともとれる不適切な事務処理事案が後を絶たない状況も見受けられます。

任命権者においては、これまでの人事評価における効果や課題を十分に分析・検証し、職員の育成支援とともに各職級に求められる職責を果たしているかなども的確に評価しつつ、これまで以上に職級に応じた「能力・実績に基づく人事管理」に取り組むことが求められます。

地方公務員法では、人事評価を任用、給与、分限等の人事管理の基礎として活

用することとしています。人事評価の結果をこれらに活用する前提として、職員
の能力、実績や意欲を適切に把握し、下位の評語を含め各評語の水準に応じた適
正な評価を行うことが重要です。

任用においては、人事評価等の能力の実証に基づき、勤務成績が良好でない職
員の降任や免職を含めて厳正な対応を行うとともに、給与についても人事評価結
果の的確な反映を徹底することが求められます。併せて、教育委員会や警察にお
いても、職務遂行能力の実証に基づく厳正な人事管理を行うことが重要です。

限られた経営資源のもとでこれまで以上に効率的、効果的な人事行政を進めて
いくことが求められている中、「能力・実績に基づく人事管理」を通して、「職
員全体の意欲・能力の向上」と「職員のやりがいを引き出す組織風土の醸成」に
よる「組織力の向上」をさらに進めていく必要があります。

3 ワーク・ライフ・マネジメントの推進と勤務環境の整備

(1) 長時間労働の是正と健康対策の推進

本委員会は、職場環境や職員の勤務実態を調査・監督する労働基準監督機関
としての役割を担っており、長時間労働の是正や健康障害の防止など、職員に
とって働きやすい職場環境をめざした「勤務環境整備のための調査」を昨年度
は8箇所を実施し、本年度も調査を進めているところです。

昨年報告では、部局内の各課・各事務所別の時間外勤務時間において二極
化の傾向があり、その解消に向けた取組の必要性を指摘しました。

一部には、部局内での組織改正、年度途中での人事異動や業務の効率化など、
時間外労働の平準化や削減に向け取り組んでいるところもありますが、一方で
多くの部局では、依然として二極化が見られます。各部局においては、これま
で以上に主体的、積極的に二極化の解消に向け、地域機関を含む部局内の人員
や業務の配分、課等を越えた応援体制などに取り組むことにより、一層の改善
に努めることが必要です。

所属長は時間外勤務の縮減に向け、事前命令の徹底や業務の平準化などの労
務管理に積極的に取り組むとともに、仕事を通じた人材育成（OJT）による
職員一人ひとりの職務遂行能力の向上にも注力し、効率的な業務運営を行うこ
とが重要です。職員一人ひとりにおいても、勤務時間をしっかりと意識すると

ともに、主体的に能力向上にも取り組み、公務能率の向上を図ることが肝要です。

一方で、少人数ではありますが依然として時間外勤務時間が年1,000時間を超える職員や、メンタル疾患による休職者などがいることから、任命権者においては、職員の命や健康を守るための健康対策についても、より一層推進していくことが重要です。本委員会としても、労働安全衛生の観点から、引き続き勤務環境調査等を通じ、職員の過重労働の防止に向けて取り組みます。

また、労働基準法改正の趣旨を踏まえ、国家公務員についても時間外勤務の上限規制などが実施されることから、今後の国等の動向を注視し、引き続き任命権者と連携しながら適切に対応していくこととします。

(2) 学校現場における労務管理の推進

本委員会は昨年の報告において、教員の長時間労働の是正に向け、県教育委員会や市町教育委員会による労務管理、各学校における管理職員の的確なマネジメント、教員一人ひとりの意識改革などの必要性について言及しました。

これらを踏まえ、県教育委員会では、学校単位での労務管理からより教員個人に着眼した労務管理を進めるため、本年度から新たに小中学校を含む全公立学校において、過労死ラインとされる月80時間を超える時間外労働者の削減目標を策定し、平成33（2021）年4月以降はゼロにする取組を開始したところです。

この労務管理の取組により、教員の時間外労働時間の状況を昨年7月末までと比較すると、小学校では増加しているものの、中学校においては改善傾向にあります。各学校における管理職員は、時間外労働の縮減に向けた業務の平準化や効率化などの的確なマネジメントを行うことが求められます。また、教員一人ひとりにおいても、これまで以上に勤務時間をしっかりと意識することが必要です。

今後は、教員における時間外労働の上限規制への対応を見据えた取組も必要になることから、教員の長時間労働の是正に向けては、労務管理を行う教育委員会や各学校の管理職員だけではなく、県や市町などの様々な関係機関が連携・協力して取り組むことが重要です。

本委員会としても、今後、労働基準監督権者である市町長とも相互に連携・協力し、労働基準監督権の効果的な発揮のあり方などに係る勉強会や情報交換などを通じて、小中学校教員の総勤務時間の縮減に向けて積極的に取り組みます。

(3) 警察における労務管理の推進

警察における労務管理についても、本委員会は昨年の報告において、休めるときに休むといった管理職員のマネジメントや職場環境づくりなどの必要性について言及したところです。本委員会が実施した勤務環境調査において、過重労働による健康障害防止のため、月45時間を超える時間外勤務職員の把握を求めたところ、本年度から把握に向けた取組が進められています。

警察においても、ワーク・ライフ・バランスの推進に向け、当直明け定時退庁の徹底やワークシェアによる業務の平準化など様々な取組が進められているところですが、警察署間や担当部門間において、時間外勤務や休暇取得の改善状況には差が生じています。

その要因を分析し、更なる改善につなげるためには、署長を含む幹部職員と若手職員など部下職員が時間外勤務の状況や対応策などを定期的に確認し合う仕組みを設けるなど、相談しやすい風通しの良い職場環境づくりが求められます。

併せて、どの職場であっても働きやすい勤務環境であることが優秀な人材の確保にもつながることから、本来必要でない早朝出勤や付き合いによる時間外勤務などをすることがないよう、職員の意識改革や職場風土の更なる改善、労務管理における幹部職員の的確なマネジメントが必要です。

本委員会としても、警察行政の運営を管理監督する権限を有する公安委員会とも連携し、過重労働の防止や優秀な人材の確保のあり方などに係る情報交換などを通じて、警察職員の働きやすい勤務環境の整備に向けて取り組みます。

(4) 仕事と家庭の両立支援

職員一人ひとりのキャリアデザインやライフサイクルに応じ、性別に関係なく誰もが意欲や能力を発揮し活躍するためには、子育てや介護等の家庭事情を

抱えた職員が支援を必要とする時期に必要な制度を利用し、仕事と家庭を両立できる勤務環境の整備を図ることが重要です。

任命権者においては、これまでも管理職員が部下のワーク・ライフ・バランスを支援するイクボスの取組や、仕事と家庭の両立支援制度の整備などを行ってきたところです。

子育て等を行っている職員をより一層支援するためには、男女を問わず子育て等が一段落した職員の勤務地や職域の拡大に向けた配置、柔軟で多様な働き方を選択できる仕組みの検討や、職員が気兼ねなく制度を利用できる職場の支え合いなどを推進していくことが必要です。

(5) ハラスメントのない職場環境づくり

本委員会ではこれまでの報告において、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントなど、ハラスメントのない良好な職場環境づくりの必要性について、繰り返し言及してきました。

任命権者においては、これまでもハラスメントの防止に向けた基本方針の策定や相談窓口の設置など様々な取組を行ってきました。加えて、現在LGBT等の性的マイノリティの人々に対する職員対応指針の策定に取り組んでいます。研修等を通じて職員の正しい理解を深め、誰もが働きやすい職場環境づくりに努めているところですが、依然として種々のハラスメントに関する職員相談が本委員会にも寄せられています。

ハラスメントは職員の心身の健康に悪影響を及ぼす要因にもなり得ることから、職員一人ひとりが周囲の状況にも気を配り、職場全体でハラスメントのない良好な環境づくりに取り組むことが重要です。

4 臨時・非常勤職員に係る人事管理

働き方改革関連法による同一労働同一賃金をめざした不合理な処遇格差の是正や、地方公務員法等の改正による任用の厳格化など臨時・非常勤職員を取り巻く環境も大きく変わりつつあります。

本県においても、行政サービスの重要な担い手として臨時・非常勤職員が多くの業務に従事しており、これらの職員が意欲や能力を発揮するためには働きやす

い勤務環境の整備を図ることが必要です。

特に、学校教育の現場においては、臨時的に任用される講師が、常勤職員である教員と同様の業務を担うことが少なからず認められ、これまでも人事管理上の課題として認識されてきたところです。これには、講師の任用が定員の補完的な位置付けであるとともに、実態として常勤職員である教員の職務遂行を補完するために配置されている場合があることにもよります。

任命権者においては、講師など臨時・非常勤職員における処遇等について不合理な格差を生じさせないよう適切に対応し、これらの職員が担う役割において最大限の意欲や能力が発揮できるよう取り組んでいくことが求められます。

また、平成32(2020)年4月に導入される会計年度任用職員制度の円滑な運用に向け、本委員会と任命権者が相互に連携し、任用や給与等の勤務条件についても引き続き検討していくことが必要です。

5 高齢期の雇用問題

公務員の定年の引上げについては、本年8月に人事院から「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」が行われたところです。その中において、定年の引上げを行うにあたっては、65歳までの段階的な引上げ、役職定年制の導入、定年前の再任用短時間勤務制の導入及び年間給与の60歳前の7割水準設定などの意見が出されています。

任命権者においては、定年の引上げに関連し、若年・中堅層職員も含めた人事管理全体の見直し、人事評価に基づく昇進管理の厳格化などを図る必要があることから、現行の再任用制度との関連を含め、定年の引上げに係る具体的な取組について関係条例等の整備を進める必要があります。

本委員会においても、今後の国等の動向を注視しながら、引き続き任命権者と連携し、適切に対応していくこととします。

第2 職員の給与に関する報告

I 職員の給与を決定する諸条件等

職員の給与に関する条例、公立学校職員の給与に関する条例等の適用を受ける職員の給与、民間従業員の給与及び物価・生計費等職員の給与を決定する諸条件等について、調査・検討を行ってきた概要は、次のとおりです。

1 職員の給与

本委員会が実施した「平成30年人事統計調査」の結果によると、本年4月1日現在、警察官、教員等を含めた再任用職員を除く職員の数は、20,524人でした。これらの職員は、その従事する職務の種類に応じ、行政職、公安職、研究職、医療職等10種類の給料表の適用を受けていました。これらの職員の本年4月の平均給与月額は、400,839円でした。なお、現在、職員に対して知事等の給与の特例に関する条例（以下「特例条例」という。）による職員の給与の減額措置（以下「減額措置」という。）が実施されており、減額措置後の平均給与月額は、399,699円でした。

このうち、行政職給料表の適用を受けている者は、5,110人であり、その平均給与月額は、388,933円（平均年齢44.2歳）でした。なお、減額措置後の平均給与月額は、387,381円でした。

（参考資料 II 職員給与関係資料 参照）

2 民間従業員の給与等の調査

（1）職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員の給与と民間従業員の給与との精密な比較を行うため、人事院と共同し、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の三重県内の民間事業所を対象に、「平成30年職種別民間給与実態調査」を実施しました。当該調査は、県内773の民間事業所から層化無作為抽出法によって抽出した163事業所を対象としました。

調査にあたっては、公務の行政職に類似すると認められる事務・技術関係の従業員（22職種7,219人）に対して、本年4月分として支払われた給与月額等のほか、各事業所における特別給の支給実績、給与改定の状況等について実

地により、詳細に調査を行いました。併せて、研究員、医師等（54 職種 893 人）についても、同様の調査を行いました。

（2）調査の実施結果等

本年の「職種別民間給与実態調査」の主な実施結果は次のとおりでした。

ア 給与改定の状況

本年の給与改定の状況は、一般の従業員（係員）でみると、ベースアップの慣行がない事業所の割合は 56.4%（昨年 60.6%）、ベースアップを実施した事業所の割合は 35.0%（同 26.2%）、ベースアップを中止した事業所の割合は 8.6%（同 13.2%）であり、ベースアップを実施した事業所の割合が昨年に比べ 8.8%増加していました。

また、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は 93.4%（昨年 89.9%）であり、昨年に比べ 3.5%増加していました。

（参考資料 Ⅲ 民間給与関係資料 第 17 表、第 18 表 参照）

イ 初任給の状況

初任給の状況をみると、新規学卒者の採用を行った事業所は、大学卒で 63.2%（昨年 62.4%）、高校卒で 53.2%（同 51.2%）となっており、そのうち大学卒で 52.7%（同 52.2%）、高校卒で 58.4%（同 59.8%）の事業所で、初任給を増額していました。一方、初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で 47.3%（昨年 47.8%）、高校卒で 41.6%（同 40.2%）でした。

（参考資料 Ⅲ 民間給与関係資料 第 14 表 参照）

3 職員の給与と民間従業員の給与との比較

（1）月例給

ア 公民給与の較差

「平成 30 年人事統計調査」及び「平成 30 年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあつては行政職給料表適用職員、民間事業所の従業員にあつてはこれに相当する職種の者について、責任の度合、学歴及び年齢

が対応すると認められる者同士の本年4月分として支払われた給与額を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行ったうえで、その公民給与の較差（以下「公民較差」という。）を算出しました。

民間従業員の給与と比較する職員の給与については、人事委員会勧告制度に基づく本来支給されるべき職員の給与水準を基に比較することが適当であることから、減額措置前の職員の給与を基準として比較を行いました。その結果、次に示すとおり、職員の給与が民間従業員の給与を1人当たり平均482円（0.12%）下回っていました。

なお、減額措置後の職員の給与を基準として比較を行うと、職員の給与が民間従業員の給与を1人当たり平均2,060円（0.53%）下回っていました。

公 民 較 差

区 分	減額措置前	(参考) 減額措置後
民間従業員の給与 (A)	392,720円	392,720円
職員の給与 (B)	392,238円	390,660円
公民較差 (A)-(B)	482円 (0.12%)	2,060円 (0.53%)

(注) 1 (A)及び(B)の「給与」とは、本年4月の「きまって支給する給与」から通勤手当、時間外手当等を除いたものです。

2 (B)の対象となる職員は、行政職給料表適用者5,110人（再任用職員を除く。）から、民間事業所の従業員と同様に本年度の新規学卒の採用者を除いた5,024人です。

イ 民間事業所における扶養（家族）手当の状況

扶養（家族）手当の平均支給月額、配偶者と子2人の場合は25,258円となっており、職員の現行支給月額を若干下回っていました。

（参考資料 Ⅲ 民間給与関係資料 第15表 参照）

(2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、給与月額に相当しており、職員の特別給である期末・勤勉手当の年間平均支給月数（4.40月）が民間事業所の特別給の支給割合を0.06月分下回っていました。

なお、職員の勤勉手当については、平成29年4月1日から平成32年3月

31日までの間、特例条例により年間0.085月分減額されています。

(参考資料 Ⅲ 民間給与関係資料 第16表 参照)

4 物価及び生計費等

本年4月における消費者物価指数(総務省統計局)は、昨年同月に比べると全国で0.6%、津市で0.5%上昇していました。

「家計調査」(総務省統計局)によると、勤労者世帯の消費支出は、本年4月時点では、全国で昨年同月比名目1.5%の増加、津市で同18.3%の減少となっていました。また、本委員会が「家計調査」を基礎として算定した本年4月における津市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ127,130円、158,090円及び189,030円となりました。

「毎月勤労統計調査地方調査(パートタイム労働者を含む。事業所規模30人以上)」(県統計課)によると、本年4月の「きまって支給する給与」は、前年比で1.8%上昇していました。

本年4月の有効求人倍率は、三重県で1.73倍(昨年同月1.55倍)(三重労働局)、全国で1.59倍(同1.47倍)(厚生労働省)となっており、また本年4～6月期の完全失業率(モデル推計値、総務省統計局)は、三重県で1.3%(昨年同期1.9%)、全国で2.5%(同3.0%)となっていました。

参考資料	Ⅳ 生計費関係資料	参照
	Ⅴ 労働経済関係資料	

5 国家公務員の給与

(1) 人事院勧告

人事院は、本年8月10日、国会及び内閣に対し、一般職の職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。その概要は次のとおりです。

ア 民間給与との較差に基づく給与改定等

(ア) 民間給与との比較

- ・月例給：民間給与との較差 655円(0.16%)
- ・特別給：民間の支給割合 4.46月分(公務の支給月数4.40月)

(イ) 給与改定の内容

【月例給】

- ・ 俸給表：行政職俸給表（一）を平均 0.2% 引上げ
初任給を 1,500 円引き上げ、若年層は 1,000 円程度改定し、
その他については、それぞれ 400 円の引上げを基本に改定
その他の俸給表は、行政職俸給表（一）との均衡を基本に改定
指定職俸給表は改定なし
- ・ 初任給調整手当：医療職俸給表（一）の改定状況を勘案し、所要の改定

【特別給】

- ・ 民間の支給割合に見合うよう引上げ（4.40 月→4.45 月）
- ・ 民間の支給状況等を踏まえ、引上げ分を勤勉手当に配分
- ・ 平成 31 年度以降の 6 月期、12 月期の期末手当支給月数を平準化
（6 月期 1.225 月、12 月期 1.375 月→6 月期、12 月期各 1.30 月）

【その他】

- ・ 宿日直手当：宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定

(ウ) 実施時期

- ・ 月例給等：平成 30 年 4 月 1 日
- ・ 特別給：法律の公布日

イ その他

- ・ 住居手当

受給者の増加の状況を注視しつつ、職員の家賃負担の状況、民間の支給状況等を踏まえ、公務員宿舍使用料の引上げも考慮して、必要な検討

(2) 平均給与月額等

平成 30 年 4 月 1 日時点における国家公務員の行政職俸給表（一）の適用者は 140,093 人（新規採用者、再任用職員等を除く。）であり、その平均給与月額は 410,940 円、平均年齢は 43.5 歳となっています。国家公務員の平均給与月額は給与構造改革の平成 18 年以降毎年その額は増加していましたが、ここ数年はほぼ横ばいです。また、国の組織区分別で平均給与月額をみると、本

府省が 451,698 円、管区機関が 416,729 円、府県単位機関で 394,697 円、その他の地方支分部局で 386,572 円となっています。(平成 30 年人事院勧告参考資料第 1 表及び第 3 表)

II 職員の給与に関する見解

職員の給与決定の基礎的条件である職員の給与と民間従業員の給与との較差、物価及び生計費等の動向並びに国家公務員に対する人事院勧告等は前記 I のとおりであり、これらに基づき、本委員会は次のとおり報告します。

1 本年の給与改定

(1) 改定の基本的な考え方及び必要性

人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に対応した適正な給与水準を確保する機能を有するものです。地方公務員法に定める給与決定の諸原則を基本に、国家公務員や他の地方公共団体職員の給与等も考慮しつつ、民間従業員の給与水準との均衡を図る給与の決定方法は、最も合理的であり、職員をはじめ広く県民の理解が得られるものと考えています。

地方公務員法は、給与について均衡の原則を求めていることから、改定にあたっては、国家公務員や他の地方公共団体職員の給与等も考慮しつつ、「職種別民間給与実態調査」の結果による地域の民間従業員の給与水準との均衡を図るよう改定することが必要です。

(2) 改定の基本方針

本年は、前述の I の 3 (1) アのとおり職員の給与が民間従業員の給与を 482 円 (0.12%) 下回っていることから、月例給の引上げ改定を行うこととします。

改定にあたっては、基本的な給与である給料を引き上げることを原則に考え給料表の改定を検討しましたが、本年の公民較差では国の勧告後の俸給表構造を基本とした改定が構造上難しいため、給料表での改定を見送ることとしまし

た。

諸手当による月例給の引上げについて検討したところ、大多数の職員の月例給を改定することとなる地域手当の支給割合の引上げが適当であると判断し、県内に勤務する職員に対する地域手当の支給割合を4.5%から4.6%に引き上げます。地域手当は地域の民間給与水準を適切に反映するという趣旨で設けられたものであり、均衡の原則からも地域手当の引上げが適当であると判断しました。

医師又は歯科医師に対する初任給調整手当については、従来から国に準拠して取り扱ってきたことから、人事院勧告に準じた所要の改定を行います。

ただし、獣医師に対して支給している初任給調整手当については、本県の医療職給料表(二)を据え置く点や医師又は歯科医師に対する初任給調整手当の改定額が小さい点を踏まえ、改定しないこととします。

特別給である期末・勤勉手当については、前述のⅠの3(2)のとおり、職員の年間の支給月数が民間の特別給の支給割合を0.06月分下回っていたため、民間の特別給の支給割合に見合うよう、支給月数の引上げ改定を行います。

なお、今後も本委員会においては引き続き調査・研究を行い、給与を決定する諸条件の変化に応じた給与改定を検討していきます。

(3) 改定すべき事項

ア 地域手当

医師又は歯科医師を除く県内に勤務する職員に対する地域手当の支給割合を4.6%とします。

この改定は、本年4月時点の比較に基づいて職員の給与と民間従業員の給与とを均衡させるためのものであることから、同月に遡及して実施します。

イ 初任給調整手当

医師又は歯科医師に対する初任給調整手当について、人事院勧告に準じて所要の改定を行い、本年4月に遡及して実施します。

ウ 期末・勤勉手当

期末・勤勉手当については、民間事業所の特別給の支給割合（4.46 月分）との均衡を図るため、支給月数を 0.05 月分引き上げ、4.45 月とします。

支給月数の引上げ分は、民間の特別給の支給状況等を参考に勤勉手当に配分し、本年度においては 12 月期の勤勉手当の支給月数を 0.9 月から 0.95 月へ引き上げ、平成 31 年度以降においては 6 月期及び 12 月期の勤勉手当の支給月数がそれぞれ 0.925 月となるよう配分します。

また、行政職給料表 10 級の特号給の適用を受ける職員並びに再任用職員の勤勉手当及び任期付研究員並びに特定任期付職員の期末手当については、0.05 月分それぞれ支給月数を引き上げます。

このほか、平成 31 年度以降の 6 月期及び 12 月期の期末手当が均等になるように配分します。

エ 宿日直手当

宿日直手当について、人事院勧告に準じて所要の改定を行います。

2 給与制度の総合的見直しに伴う経過措置

昨年、本委員会は、本県における給料表改定や職員の昇給及び昇格などによる経過措置の状況の変化を検証し、国や他の地方公共団体の状況も踏まえ、その取扱いについて検討する必要がある旨を報告しました。

経過措置の期間については、国の経過措置期間設定にあたっての考え方等を踏まえつつ、本県の差額受給者割合等を考慮した結果、平成 31 年 3 月 31 日までの 4 年間で適当であると判断し、その廃止にあたっては、差額受給者の状況を踏まえた激変緩和についても所要の措置を講じるとしました。今回、平成 30 年 4 月 1 日時点の経過措置の状況について改めて検証したところ、給料表改定や昇給及び昇格などにより制度設計時の見込みに比べ差額受給者割合等が大きく減少しており、経過措置の廃止に伴う激変緩和についての所要の措置は必ずしも要しない状況に至っています。因みに、平成 31 年 4 月 1 日時点では差額受給者割合等は一層減少することが見込まれます。

また、国や多くの地方公共団体においては、既に経過措置を終了しています。

これらのことから、地方公務員法の情勢適応の原則や国や他の地方公共団体との均衡も考慮し、平成 31 年 3 月 31 日での経過措置の廃止に伴う所要の措置についてはこれを講じないことが適当であると判断します。

これにより、55 歳を超える職員に対する給料等の 1.5%減額支給措置が同日で終了することと併せて、総合的見直しを完成させることとします。

3 その他の課題

(1) 特例条例による職員の給与の減額措置

平成 29 年 4 月 1 日から、特例条例による給与の減額措置が実施されており、平成 30 年 4 月 1 日から 1 年間、管理職員に対する給料の月額減額措置が延長されました。これは、今までにない厳しい財政状況を踏まえての特例的な措置であると受け止めますが、本委員会としては、昨年 10 月の報告及び本年 2 月に地方公務員法第 5 条第 2 項に基づく特例条例案に対する意見を表明したとおり、このような給与勧告制度に基づかない減額措置を行うことは、地方公務員法に規定する給与決定の原則と異なるものであり、遺憾であると考えます。

(2) 高齢期職員の給与

「第 1 人事管理に関する報告」の「5 高齢期の雇用問題」で言及したとおり、本年 8 月に人事院から「定年を段階的に 65 歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」が行われたところです。

意欲と能力のある高齢者人材の確保にあたり、本委員会としても今後の国の動向を注視しつつ、民間企業における高齢期従業員の給与の状況を踏まえながら、高齢期職員の給与のあり方について、検討していく必要があります。

(3) 「能力・実績に基づく人事管理」に伴う給与制度の推進

「第 1 人事管理に関する報告」の「2 能力・実績に基づく人事管理の推進と組織力の向上」において言及したように、本県ではこれまで以上に職級に応じた「能力・実績に基づく人事管理」に取り組むことが求められています。給与については、任命権者において適切な任用に応じた職務の級の決定を行う

とともに、人事評価結果を的確に反映させ、職員全体の意欲・能力の向上と公務能率の最大化につなげることが必要です。

併せて、「第1 人事管理に関する報告」の「5 高齢期の雇用問題」で言及したとおり、定年の引上げに関連して、若手・中堅層職員も含めてあらためて人事管理全体を見直すとともに、地方公務員法の趣旨に則った給与制度を推進することが必要です。

第3 むすび

人事委員会は、地方公務員法に基づき設置され、人事行政に関する事項について調査し、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行う人事行政の専門機関として位置づけられています。

「第1 人事管理に関する報告」では、人事行政の根幹である人事管理における諸課題について調査・研究し、将来を見据えた取組の方向性について言及しました。優秀で多様な人材の確保、効果的な人材育成、能力の実証による任用など職員の意欲・能力の向上に資する取組に加え、職員がその能力を十二分に発揮し、意欲ややりがいを感じる職場環境の整備も大切です。とりわけ、能力・実績に基づく人事管理の推進は、必要最小限の精鋭な職員による公務能率の最大化を図り、今後の効率的な行財政運営には必要不可欠であるとの考え方に基づき報告しています。

また、人事院が5年連続で特別給及び月例給の引上げを勧告したところですが、本委員会は特別給を引き上げるとともに、医師等に係る初任給調整手当を除いては3年ぶりに月例給の引上げ改定を行うこととしました。

職員におかれては、本県職員の相次ぐ不祥事により、今までにも増して高い倫理観・使命感が求められていることを認識するとともに、法令等を遵守し、公正・誠実に職務を遂行することにより県民からの信頼回復に努めていくことを強く要請します。

県議会及び知事におかれましては、給与勧告制度が、職員の労働基本権制約の代償措置であることに対し深い理解を示され、本年の人事委員会勧告を実施されるよう要請するとともに、報告で述べた諸課題の解決に向けた取組を実施されることを希望します。

別紙第2

勸告

次の事項を実現するため、職員の給与に関する条例（昭和29年三重県条例第67号）、公立学校職員の給与に関する条例（昭和30年三重県条例第10号）、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年三重県条例第72号）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年三重県条例第61号）を改正することを勧告する。

I 給与改定のための関係条例の改正

1 職員の給与に関する条例及び公立学校職員の給与に関する条例の改正

（1）地域手当

7級地のうち人事委員会規則又は人事委員会及び教育委員会が合同で定める規則で定める地域及び公署にあっては、地域手当の支給割合を100分の4.6とすること。

（2）初任給調整手当

医師又は歯科医師に対する初任給調整手当の支給月額の限度については、人事院勧告に準じて改定すること。

（3）宿日直手当

宿日直手当の支給額の限度については、人事院勧告に準じて改定すること。

（4）期末手当及び勤勉手当

ア 平成30年12月期の支給割合

（ア）（イ）及び（ウ）以外の職員

勤勉手当の支給割合を0.95月分（再任用職員にあっては、0.475月分）

とすること。

(イ) 特定管理職員

勤勉手当の支給割合を 1.15 月分（再任用職員にあっては、0.575 月分とすること。

(ウ) 行政職給料表 10 級の特号給の適用を受ける職員

勤勉手当の支給割合を 1.0 月分とすること。

イ 平成 31（2019）年 6 月期以降の支給割合

(ア) (イ) 及び (ウ) 以外の職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.3 月分（再任用職員にあっては、それぞれ 0.725 月分）とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.925 月分（再任用職員にあっては、それぞれ 0.45 月分）とすること。

(イ) 特定管理職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.1 月分（再任用職員にあっては、それぞれ 0.625 月分）とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 1.125 月分（再任用職員にあっては、それぞれ 0.55 月分）とすること。

(ウ) 行政職給料表 10 級の特号給の適用を受ける職員

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 0.7 月分とし、6 月及び 12 月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.975 月分とすること。

2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

期末手当

(1) 平成 30 年 12 月期の支給割合

期末手当の支給割合を 1.7 月分とすること。

(2) 平成 31 (2019) 年 6 月期以降の支給割合

6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.675 月分とすること。

II 国の総合的見直しを踏まえた本県の給与制度の見直しに伴う関係条例の改正

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成 27 年三重県条例第 6 号)附則第 4 項から第 6 項まで及び公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成 27 年三重県条例第 28 号)附則第 3 項から第 5 項までの規定による給料の額については、平成 31 年 4 月 1 日以後、これらの規定による給料は支給しないこととすること。

III 改定の実施時期

この改定は、平成 30 年 4 月 1 日から実施すること。ただし、I の 1 の (4) のア及び 2 の (1) については平成 30 年 12 月 1 日から、I の 1 の (4) のイ、2 の (2) 及び II については平成 31 年 4 月 1 日から実施すること。

参 考 资 料

目 次

I 人事管理関係資料

年代別懲戒処分件数（平成25～29年度）	29
----------------------	----

II 職員給与関係資料

平成30年人事統計調査の概要	31
第 1 表 総括表	33
第 2 表 給料表別、部局別職員数	34
第 3 表 給料表別、部局別平均給与月額	35
第 4 表 給料表別、級別平均給料、平均年齢及び平均経験年数	36
第 5 表 給料表別、級別、号給別職員数	38
第 6 表 給料表別、級別、年齢別職員数	60
第 7 表 給料表別、級別、学歴別職員数	72
第 8 表 扶養の状況	74
その 1 扶養親族数別職員数	74
その 2 扶養親族数	74
その 3 扶養手当の状況	75
第 9 表 住居手当の状況	76
第 10 表 通勤手当の状況	77

III 民間給与関係資料

平成30年職種別民間給与実態調査の概要	79
第 11 表 産業別、企業規模別調査事業所数	80
第 12 表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	81
第 13 表 職種別、企業規模別、学歴別給与額	82
その 1 公民給与比較の職種	82
(1) 規模計	82
(2) 規模500人以上	85
(3) 規模100人以上500人未満	88
(4) 規模100人未満	91
参 考	94
行政職給料表の職務の級と民間事業所従業員との対応格付表	94
その 2 その他の職種	95
第 14 表 初任給の改定状況	96
第 15 表 扶養（家族）手当の支給状況	96
第 16 表 特別給の支給状況	97
第 17 表 給与改定の状況	97
第 18 表 定期昇給の実施状況	97
第 19 表 定期昇給制度の状況	98

第 20 表	冬季賞与の考課査定分の配分状況	98
--------	-----------------	----

IV 生計費関係資料

平成30年4月の標準生計費算定方法	100
第 21 表 費目別、世帯人員別標準生計費（平成30年4月）	101
その 1 津市	101
その 2 全国	101
参 考 費目別、世帯人員別生計費換算乗数	101

V 労働経済関係資料

第 22 表 労働経済指標	102
---------------	-----

VI 経年統計資料

第 23 表 部局別、給料表別職員数の状況	104
第 24 表 給料表別職員数、平均給料月額、平均年齢及び平均経験年数の状況	106

I 人事管理関係資料

- 1 人事管理関係資料は、各任命権者における調査に基づいて作成したものである。
- 2 知事部局等とは、知事部局、企業庁、病院事業庁、議会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会事務局をいう。

年代別懲戒処分件数（平成25～29年度）

	年度	件数	年代別			
			50代以上	40代	30代	20代以下
知事部局等	平成29年度	7	3	2	2	
	平成28年度	2	1	1		
	平成27年度	6	2	2	2	
	平成26年度	2	2			
	平成25年度	4	3		1	
	計	21	11	5	5	0
教育委員会	平成29年度	5	2		2	1
	平成28年度	5	2	1	2	
	平成27年度	8	4	2	2	
	平成26年度	12	6	3		3
	平成25年度	15	1	7	7	
	計	45	15	13	13	4
警察	平成29年度	5	1	2	1	1
	平成28年度	4		2	1	1
	平成27年度	0				
	平成26年度	7		1	2	4
	平成25年度	5	2		1	2
	計	21	3	5	5	8
合計	平成29年度	17	6	4	5	2
	平成28年度	11	3	4	3	1
	平成27年度	14	6	4	4	
	平成26年度	21	8	4	2	7
	平成25年度	24	6	7	9	2
	計	87	29	23	23	12

II 職員給与関係資料

- 1 各種委員会とは、教育委員会、県議会、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会、労働委員会及び海区漁業調整委員会の各事務局をいう。
- 2 知事部局等とは、知事部局、警察、各種委員会、県立学校をいう。

平成30年人事統計調査の概要

1 調査の目的

この調査は、地方公務員法に規定する趣旨に基づき、職員の給与等の実態を把握し、人事行政上の能率的運営に資するために必要な基礎資料を作成する目的で実施したものである。

2 調査の時期

平成30年4月1日

3 調査の対象

職員の給与に関する条例、一般職の任期付職員の採用等に関する条例、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例、職員の再任用に関する条例、公立学校職員の給与に関する条例、企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、現業職員の給与の種類及び基準に関する条例並びに県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用を受ける常勤職員（退職者、外国派遣条例に基づく派遣職員、育児休業中の職員、育児短時間勤務職員等、配偶者同行休業職員、大学院修学休業中の職員、公益法人等派遣職員、介護職専免・福利厚生等休暇（家族介護のための休暇）を受けている職員及び1年以内の任期を限って任用されている職員（任期付職員、任期付研究員及び再任用職員を除く。）を除く。）で平成30年4月1日に在職する者

4 調査の項目

所属名、氏名、性別、年齢、経験年数、最終学歴、適用給料表、級・号給、給料の月額、扶養手当及びその他の手当並びに給与条例上の扶養親族数、通勤方法、通勤所要時間、通勤距離、1箇月当たりの運賃等の月額及び家賃・間代の額等

5 調査の方法

全数調査とし、総務部総務事務課、病院事業庁、警察本部、中小学校等において調査表を作成した。

6 調査結果の概要

この参考資料第1表から第10表までのとおりである。

第1表 総括表

給料表		行政職	公安職	研究職	医療職 (一)	医療職 (二)	医療職 (三)	高校等 教育職	中小校 教育職	学 校 栄養職員	特 定 任期付職員	計
区分												
職 員 数	男	3,675 人 71.9 %	2,732 90.4	174 84.9	31 77.5	76 45.0	18 14.2	2,110 60.8	3,835 45.8	— —	2 100.0	12,653 61.6
	女	1,435 人 28.1 %	290 9.6	31 15.1	9 22.5	93 55.0	109 85.8	1,360 39.2	4,543 54.2	1 100.0	— —	7,871 38.4
	計	5,110 人 100.0 %	3,022 100.0	205 100.0	40 100.0	169 100.0	127 100.0	3,470 100.0	8,378 100.0	1 100.0	2 100.0	20,524 100.0
	学 歴 構 成	大学	3,490 人 68.3 %	1,840 60.9	200 97.6	40 100.0	137 81.1	52 40.9	3,365 97.0	7,986 95.3	1 100.0	2 100.0
	短大	437 人 8.5 %	156 5.1	5 2.4	— —	32 18.9	74 58.3	69 2.0	392 4.7	— —	— —	1,165 5.7
	高校	1,175 人 23.0 %	1,024 33.9	— —	— —	— —	1 0.8	36 1.0	— —	— —	— —	2,236 10.9
	中学	8 人 0.2 %	2 0.1	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	10 0.0
	平均年齢	44.2 歳	38.3	42.5	43.6	41.7	44.1	45.6	42.9	43.0	51.5	43.0
	平均経験年数	22.7 年	17.2	19.5	18.8	18.5	20.1	22.8	20.4	21.0	—	20.9
	平均扶養親族数	2.1 人	2.2	2.2	2.0	1.8	1.9	2.0	1.9	—	—	2.0
平均給与月額	給料	347,902 円	328,139	376,830	450,730	351,378	342,808	395,582	368,980	364,500	545,000	362,164
	扶養手当	10,439 円	12,325	12,254	9,850	6,166	5,157	9,543	7,088	—	—	9,145
	地域手当	16,804 円	15,510	17,735	79,033	16,351	15,866	18,371	17,208	16,402	24,525	17,165
	管理職手当	8,415 円	2,601	5,042	33,375	5,824	4,610	2,977	6,348	—	—	5,765
	その他	5,373 円	8,302	8,806	318,640	11,427	4,586	6,062	5,348	—	—	6,600
	計	388,933 円	366,877	420,667	891,628	391,146	373,027	432,535	404,972	380,902	569,525	400,839

- (注) 1 再任用職員は含まない。(第2表から第4表まで、第7表から第10表まで及び第24表において同じ。)
- 2 企業庁職員、病院事業庁職員及び現業職員は含まない。
- 3 計欄の平均経験年数には、特定任期付職員は含まれていない。(第4表及び第24表において同じ。)
- 4 特定任期付職員給料表とは、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項に定める給料表をいう。(以下の表において同じ。)
- 5 給料には次の額を含む。(第3表、第4表及び第24表において同じ。)
- ・職員の給与に関する条例附則第24項から第26項まで及び公立学校職員の給与に関する条例附則第16項から第18項までの規定による給料の額
 - ・職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成27年三重県条例第6号)附則第4項から第6項まで及び公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成27年三重県条例第28号)附則第3項から第5項までの規定による給料の額
 - ・給料の調整額
 - ・教職調整額
- 6 その他は、住居手当、単身赴任手当等である。(第3表において同じ。)

第2表 給料表別、部局別職員数

(単位 人)

区分	給料表	行	公	研	医	医	医	高	中	学	特	計	現	合
		政	安	究	療	療	療	校	小	校	定			
		職	職	職	職	職	職	等	校	校	任		職	
					(一)	(二)	(三)	教	教	養	期		員	
								育	育	職	付			
								職	職	員	職			
知事部局		3,655		189	40	169	127				2	4,182	13	4,195
警察		343	3,022	16								3,381	4	3,385
教育委員会	事務局	270										270		270
	県学立校	360						3,470				3,830	4	3,834
	市町立校	396							8,378	1		8,775		8,775
議会		38										38		38
選挙管理委員会		5										5		5
監査委員		21										21		21
人事委員会		12										12		12
労働委員会		8										8		8
海区漁業調整委員会		2										2		2
計		5,110	3,022	205	40	169	127	3,470	8,378	1	2	20,524	21	20,545
企業庁		181										181		181
病院事業庁		54			19	29	162					264		264
合計		5,345	3,022	205	59	198	289	3,470	8,378	1	2	20,969	21	20,990

(注) 該当人員0の欄は空欄とした。

第3表 給料表別、部局別平均給与月額

(単位 職員数：人、金額：円)

給料表	区分		職員数	給料	扶養手当	地域手当	管理職手当	その他	計	
	部局									
行政職	知事部局		3,655	349,958	11,443	17,098	9,454	5,721	393,674	
	各種委員会		356	372,734	13,232	17,981	11,365	4,115	419,427	
	警察		343	322,046	5,716	14,894	3,230	4,191	350,077	
	小計		4,354	349,622	11,138	16,996	9,120	5,469	392,345	
	県立学校		360	360,890	8,338	17,026	9,147	3,953	399,354	
	市町立学校		396	317,187	4,672	14,483	—	5,605	341,947	
	計		5,110	347,902	10,439	16,804	8,415	5,373	388,933	
公安職	警察		3,022	328,139	12,325	15,510	2,601	8,302	366,877	
研究職	知事部局		189	377,820	12,249	17,786	5,172	8,793	421,820	
	警察		16	365,140	12,313	17,143	3,509	8,969	407,074	
	計		205	376,830	12,254	17,735	5,042	8,806	420,667	
医療職(一)	知事部局		40	450,730	9,850	79,033	33,375	318,640	891,628	
医療職(二)	知事部局		169	351,378	6,166	16,351	5,824	11,427	391,146	
医療職(三)	知事部局		127	342,808	5,157	15,866	4,610	4,586	373,027	
高校等教育職	高校		2,610	392,105	10,274	18,259	3,191	6,360	430,189	
	特別支援学校		860	406,134	7,327	18,710	2,329	5,158	439,658	
	計		3,470	395,582	9,543	18,371	2,977	6,062	432,535	
中小校教育職	中学校		2,947	369,724	8,343	17,258	5,463	6,487	407,275	
	小学校		5,431	368,576	6,406	17,181	6,829	4,730	403,722	
	計		8,378	368,980	7,088	17,208	6,348	5,348	404,972	
学校栄養職員	県立・市町立学校		1	364,500	—	16,402	—	—	380,902	
特定任期付職員	知事部局		2	545,000	—	24,525	—	—	569,525	
合計			20,524	362,164	9,145	17,165	5,765	6,600	400,839	
行政職	企業庁		181	355,587	14,765	17,276	9,061	4,610	401,299	
	病院事業庁		54	350,857	8,991	16,505	6,944	3,944	387,241	
		医療職(一)		19	435,411	20,342	81,774	21,395	381,426	940,348
		医療職(二)		29	350,299	10,897	16,338	1,871	6,466	385,871
		医療職(三)		162	332,847	8,864	15,419	943	5,093	363,166
現業職	知事部局等		21	382,943	5,905	17,498	—	1,286	407,632	
総計			20,990	361,922	9,200	17,208	5,762	6,898	400,990	

第4表 給料表別、級別平均給料、平均年齢及び平均経験年数

給料表	区分	平均給料	平均年齢	平均経験年数
	級			
行 政 職 公	1	191,718 円	23.7 歳	2.3 年
	2	230,342	28.1	6.2
	3	289,957	36.1	14.1
	4	368,362	45.6	24.5
	5	393,300	50.4	28.9
	6	411,172	55.7	34.6
	7	438,756	56.8	34.1
	8	466,883	57.2	34.7
	9	511,550	58.5	36.5
	10	639,733	59.2	36.8
	計	347,902	44.2	22.7
安 職 研	1	203,438	21.7	2.3
	2	250,906	27.9	6.6
	3	299,404	35.0	13.3
	4	364,666	42.7	21.6
	5	412,573	49.8	29.3
	6	425,750	50.0	28.7
	7	438,786	54.1	34.4
	8	457,805	56.5	34.9
	9	476,669	58.0	37.3
	計	328,139	38.3	17.2
究 職 医	1	—	—	—
	2	270,337	30.0	7.1
	3	371,983	40.9	17.8
	4	424,305	47.3	24.2
	5	463,491	54.1	31.1
	計	376,830	42.5	19.5
療 職 (一)	1	323,190	30.7	6.9
	2	410,978	37.8	14.4
	3	507,800	48.6	23.3
	4	551,270	56.3	29.5
	計	450,730	43.6	18.8
医 療 職 (二)	1	—	—	—
	2	219,546	26.3	3.8
	3	271,433	32.9	9.6
	4	351,590	42.1	18.3
	5	403,564	46.6	24.1
	6	446,076	52.4	29.1
	計	351,378	41.7	18.5
医 療 職 (三)	1	—	—	—
	2	244,809	31.1	6.1
	3	282,943	37.9	9.2
	4	327,652	43.8	18.0
	5	376,812	48.2	25.8
	6	435,695	55.0	33.1
	計	342,808	44.1	20.1
高 校 等 教 育 職	1	284,904	35.5	11.9
	2	393,982	45.3	22.5
	特2	452,896	51.7	29.1
	3	461,832	54.3	31.7
	4	482,273	56.8	34.2
	計	395,582	45.6	22.8
中 小 学 校 教 育 職	1	—	—	—
	2	357,794	41.0	18.5
	特2	428,958	49.2	26.8
	3	433,015	54.4	31.9
	4	448,656	57.6	35.1
	計	368,980	42.9	20.4
学 校 栄 養 職 員	1	—	—	—
	2	—	—	—
	3	—	—	—
	4	364,500	43.0	21.0
	5	—	—	—
	計	364,500	43.0	21.0
特定任期付職員		545,000	51.5	—
合	計	362,164	43.0	20.9

給料表		区分	平均給料	平均年齢	平均経験年数				
		級							
行	業	1	195,645	23.9	2.5				
		2	229,838	28.0	6.6				
		3	284,200	35.0	13.9				
		4	361,644	42.7	21.9				
		5	392,540	49.5	28.2				
		6	410,987	54.8	34.2				
		7	441,233	56.5	33.0				
		8	465,450	56.0	33.0				
		9	—	—	—				
		10	—	—	—				
政	庁	計	355,587	44.4	23.2				
		職	病	1	207,825	27.3	5.8		
				2	236,367	29.8	6.8		
				3	288,322	36.5	13.5		
				4	366,000	45.7	25.1		
				5	391,394	51.1	28.7		
				6	407,140	56.3	32.9		
				7	436,350	54.5	32.5		
				8	465,500	56.0	33.0		
				9	—	—	—		
10	—			—	—				
医療職(一)	院	計	350,857	45.2	23.1				
		事	業	1	314,533	30.2	6.2		
				2	424,467	40.1	14.6		
				3	—	—	—		
				4	558,900	53.8	29.0		
				計	435,411	41.4	16.3		
				医療職(二)	業	1	—	—	—
						2	218,900	30.0	4.0
						3	282,518	35.6	13.0
						4	353,425	41.5	19.5
5	404,950					47.5	24.5		
6	447,458	53.4	31.8						
計	350,299	42.6	20.1						
医療職(三)	庁	1	—	—	—				
		2	256,691	35.2	9.3				
		3	285,597	38.4	12.0				
		4	325,760	44.6	18.7				
		5	376,864	49.7	25.6				
		6	428,138	53.4	31.0				
		計	332,847	44.3	19.2				
現業職員	知事部局等	1	—	—	—				
		2	—	—	—				
		3	369,833	52.7	34.2				
		4	392,775	55.6	36.7				
		計	382,943	54.4	35.6				
総計			361,922	43.1	20.9				

第5表 給料表別、級別、号給別職員数

行政職給料表（他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用）

（単位 人）

号給 \ 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1										
2										
3										
4										
5										
6			1							
7		2	2							1
8			1							
9	9	11	2							
10		2	11							
11		10	2							1
12		2	4						1	
13	12	43	9							
14		17	5						1	
15	1	17	18				1			
16		7	15			1			1	
17	11	47	11				1		1	
18		21	43						1	
19	3	26	29						2	
20		4	18			1			2	
21	14	43	10				1		2	
22		21	23							
23	4	18	26			1		1	2	
24		11	9			1		1	1	
25	11	39	31							
26	1	13	23						1	
27	28	22	21	1		1		2	1	
28	1	5	5	1				3		
29	53	39	23	1				3		
30	1	13	15	1						
31	19	3	14	2				7		
32	3	1	8				1	3		
33	49	6	37	2			17	2		
34	8	4	12	3			3	4		
35	16	3	14	1			28	2		
36	6	1	7	1			7	3		
37	60	2	38	9	1		22	2		
38	9		12	3			6			
39	8		14	6			4	1		
40	1		19	16			14			
41	1	1	6	21	1		2	2		
42		1	10	13	1		3			
43	1		20	25			6	2		
44			9	23		1	4	2		
45	3	1	12	25	1		5	1		
46			10	13			1			
47	1		16	29			7			
48		1	8	22						
49	5		11	30			6			
50			8	7		2	1			
51			19	21	4	4	5			
52			12	17	1	2	2			
53	4		17	43	2	1	4			
54		1	4	15	1	3	2			
55			19	26	6	8	2			
56			3	14	12	12	2			
57	4		7	31	3	45				
58			1	26	13	19				
59			6	51	12	7				
60		1	3	28	16	12				
61	1		4	58	31	22	11			
62			2	33	21	5				
63			6	29	44	22				
64			2	15	24	75				

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
65					53	36	13				
66				2	20	27	28				
67				3	41	64	47				
68				2	20	39	80				
69					22	35	27				
70					6	31	19				
71					9	36	18				
72					10	25	15				
73				1	18	85	8				
74				4	14	26	11				
75				1	26	20	10				
76				1	8	34	10				
77				2	7	35	6				
78					4	27	5				
79				1	2	94	13				
80				1	8	37	48				
81					3	35	14				
82				1	4	60	9				
83				2	7	51	4				
84				1	9	13	4				
85					4	16	31				
86				1	5	20					
87					6	80					
88					4	34					
89				5	8	24					
90				4	10	45					
91					3	41					
92				2	5	26					
93				1	124	183					
94											
95				3							
96				2							
97				1							
98											
99				1							
100											
101											
102				1							
103											
104				1							
105											
106				2							
107				1							
108											
109				1							
110				1							
111				2							
112											
113				17							
114											
115											
116											
117											
118											
119											
120											
121											
122											
123											
124											
125											1
特											3
計		348	459	815	1,122	1,473	665	168	41	16	3
										合計	5,110

(注)各級内の実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした。(第6表において同じ。)

公安職給料表（警察官である職員に適用）

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7		28								
8										
9		6								
10										
11										
12								1		
13		20								
14										
15		3								
16										
17		32		3						
18										
19		7	8		1	1				
20		1	1	1						
21		62	54	1	2					
22		1	3							
23		7	10	2						
24		2	4							
25		16	50	3	3	1				
26			1			1				
27		8	11	5	5					
28			5	1						
29		3	43	7	2					
30			3	1		1				
31			17	6	2	1				
32			5	1	2					3
33		5	43	13	5	2				
34			9	1	2	1				
35			23	12	4			1		3
36			3	2		2				6
37		1	21	8	8	3				
38			5		5	1				
39			23	20	9	1				1
40			7	2	2	1				
41		4	34	12	13		1			
42			6	5	4	1				
43			23	20	8	5				
44			4	2	8	5				
45		1	20	32	10	4	1		1	
46			8	9	6	1			1	
47			26	27	9	2	1		3	
48			5	8	2	1			4	
49		1	24	18	16	8	1		2	
50			9	12	5	1			1	
51			23	23	11	3	1		2	
52			9	8	12	1	1			
53			16	32	13	5	3	2	5	
54		1	3	13	12			3		
55			13	28	12	8	2	6	2	
56			1	15	11	6	3	1	2	
57			6	20	8	2		1		
58			6	11	16	5	1	4	1	
59			8	16	13	6	3	9		
60			2	15	11	3				
61			2	22	18	6	2	1	12	
62			2	14	13	12	1	5		
63			1	20	19	4	1	1		
64				16	17	3	3	3		
65			4	20	18	4	3	3		
66			1	9	10	10	4	4		
67			1	17	18	7	3	5		
68				18	22	5	5			
69				16	10	13	2	1		
70				9	11	7		1		
71			1	13	10	7	2			
72				13	10	5		3		

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
73			1	10	14	11	1	2		
74				6	17	7	2	1		
75			1	6	12	2	2	1		
76				5	13	8	1			
77			1	3	10	9	1	3		
78				8	7	4	3	1		
79				1	7	7				
80				4	7	6	2	1		
81				2	8	8	1	2		
82				3	6	5	3	1		
83				4	9	7	10			
84				1	8	3	1			
85				1	5	7	4	2		
86				2	7	7	2			
87					7	5	9			
88				2	10	5	1			
89				1	5	5	4			
90				1	3	5	2			
91					8	7				
92				1	5	6				
93				1	10	155	24			
94				1	6					
95				3	6					
96				2	4					
97				2	12					
98				3	3					
99				1	6					
100					3					
101					9					
102				2	5					
103					4					
104				2	6					
105				1	3					
106				1	5					
107					3					
108				1	3					
109				3	4					
110					4					
111				2	1					
112				2	2					
113				1	2					
114				2	1					
115				1	10					
116					5					
117					5					
118				2	3					
119					9					
120				1	10					
121				1	10					
122					3					
123					6					
124					5					
125				1	59					
126				1						
127										
128										
129										
130										
131										
132										
133										
134										
135										
136										
137										
138										
139										
140										
141										
142										
143										
144										
145										
計		209	610	700	823	445	117	69	36	13
								合計		3,022

研究職給料表

(試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用)

号給	1級	2級	3級	4級	5級
1					
2					
3					
4					
5		2			
6					
7					
8					
9		1			
10					
11					
12					
13		4			
14					
15					
16					
17		2			
18		1			
19					
20		1			
21		3			
22					
23		1			
24					
25		3			
26					
27		1			
28		1			
29		3	2		
30					
31		1	1		
32		1	1		
33		7	1		
34		1	2		1
35		2	1		
36				1	1
37		1	3		
38		1			1
39		2	1		2
40				3	
41		3			2
42		4	2	2	4
43		1	4		3
44		1		3	1
45		1		2	2
46			2		1
47				1	1
48			1	1	3
49		2			3
50		1	1		7
51			1	2	7
52			3	3	4
53		1	1	4	2
54		1			5
55		1	2	1	5
56			2	1	
57		3	2	2	3
58		1		3	
59			3		
60			3		

号給	1級	2級	3級	4級	5級
61		1	1	2	
62		1	2	1	
63			1	1	
64			1	1	
65		1		1	
66			1	2	
67					
68					
69				1	
70					
71					
72			1		
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81			1		
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
114					
115					
116					
117					
118					
119					
120					
121					
計		62	47	38	58
				合計	205

医療職給料表（一）

（保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用）

号給	1級	2級	3級	4級
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				1
10		2		
11				
12				
13	1			
14		2		
15				
16				
17	2	1		
18				
19				1
20				
21	4			1
22				
23				
24				
25	1			
26				
27				
28				
29	1			
30				
31			1	
32			1	
33				
34			1	
35		1		
36				
37				
38				
39				
40				
41	1		1	
42				
43				
44				
45				
46				1
47				
48			1	

号給	1級	2級	3級	4級
49			1	
50				
51				1
52				
53		1		
54			1	
55				
56			1	
57				2
58				
59				
60				1
61		1		
62				
63				
64				
65				2
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72			1	
73				
74		1		
75			1	
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89			1	
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	10	9	11	10
			合計	40

医療職給料表（二）

（保健所等に勤務する薬剤師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8		1				
9		3				
10						
11						
12		1				
13			1			
14				1		
15				1		
16						
17		5	2	2		
18			1	1		
19			1			1
20		1		1		
21		4	3			
22		1		2		
23						
24						
25		4		2		
26		2				
27						1
28			1	1		1
29			1	1		
30		1	2			
31			3			
32			1	1		
33			3	1		
34			1			3
35			1		1	1
36				1		2
37			2	3		1
38						1
39			2		2	1
40				3	1	
41				3		
42			2	2		4
43			2		1	
44				1	1	2
45			1	3	1	
46			2	1	1	4
47			2	1		2
48					1	1
49				1	2	1
50			2	1		1
51						3
52					1	
53				1		26
54				2		
55					1	
56					1	

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
57		1				
58				1		
59						
60				1		
61						
62						
63						
64						
65						
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
計		24	36	39	14	56
					合計	169

医療職給料表（三）

（保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13		3				
14			1			
15		1	1			
16						
17		4	2			
18						
19		1				
20						
21		3				
22						
23						
24						
25		2				
26						
27						
28						
29		3				
30		1				
31					1	
32		1		1		
33		2		1		
34		1				
35		1		2	2	
36		1			1	
37		1	3	1	1	
38				1		
39				1	2	
40		1				
41		1				
42		1				
43				1		
44				1	1	
45				1		
46						
47						2
48						1
49				3		
50				2	3	
51						
52					1	
53				1		
54				2		
55					1	1
56						
57				1	1	2
58					1	1
59					1	2
60						
61		1			1	
62				1	1	
63				1		
64						
65						1
66						1
67				1		1
68					1	1
69					1	18
70						
71				1		
72						
73		1			2	
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80					1	
81						
82		1			1	
83					1	
84						

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
85						
86			1		1	
87					1	
88					1	
89						
90					1	
91						
92					1	
93					3	
94						
95		1				
96						
97						
98		1				
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
計		33	7	23	33	31
					合計	127

高等学校等教育職給料表
(高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用)

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
1					
2					
3					
4					
5		18			
6					
7					
8					
9		17			
10					
11		1			
12					
13		17			
14					
15		2			
16					
17		37			
18					
19		4			
20					
21		42			
22		2			
23		7			
24		5			1
25	1	49			
26		3			
27		11			
28		4			
29	1	34			1
30		1			
31		5			3
32		10			1
33	1	49			1
34		5			4
35		10			6
36		5			7
37	3	40			4
38		6			4
39		14			5
40	1	7			3
41		37			1
42	1	10			2
43	2	13			3
44		10			2
45	1	40			22
46		4			
47		8			
48		7			
49	3	31			
50	1	6			
51	1	14			
52	2	1			
53	3	20			
54		6			
55		14		1	
56		15			
57	2	20			
58	2	12			
59	2	22		1	
60	3	11		1	
61	2	31		2	
62	2	14		2	
63	1	10		3	
64		14		3	
65	1	13		7	
66	3	10		4	
67	2	17		5	
68		17		3	
69	3	14		6	
70		17		6	
71	1	24		5	
72		22		7	
73		21		9	
74	1	13		4	
75	1	21		5	
76	3	16		2	

級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
77	1	17		6	
78		6			
79		19		3	
80		12		3	
81		15			
82		19		2	
83	3	26		2	
84	2	23		2	
85	1	16		5	
86	2	16	1		
87		31	1		
88	1	17			
89		29			
90		17	1		
91	1	33	1		
92	1	19	2		
93	2	20			
94	1	23	3		
95	2	38	2		
96		22	3		
97		21			
98		22			
99		36	1		
100		17			
101	2	23	1		
102		20			
103		27			
104	1	18			
105		21			
106		21			
107		48			
108		20			
109	1	31			
110		18			
111		40			
112		19			
113		26			
114		12			
115		34			
116		12			
117		17			
118		11			
119		25			
120		23			
121	1	13			
122		22			
123		25			
124		21			
125	1	30			
126		54			
127		32			
128		56			
129		57			
130		71			
131		73			
132		123			
133		90			
134		178			
135	1	79			
136		152			
137		106			
138		22			
139		18			
140		13			
141		7			
142		5			
143					
144		1			
145		1			
146					
147					
148					
149					
150					
151					
152					
153	2				
計	76	3,209	16	99	70
			合計		3,470

中学校・小学校教育職給料表

(中学校、小学校及び義務教育学校に勤務する教育職員に適用)

号給	1級	2級	特2級	3級	4級
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		156			
18					
19		2			
20					2
21		175			11
22					22
23		16			31
24					32
25		193			34
26					24
27		14			40
28		1			54
29		230			27
30		2			15
31		22			20
32		7			19
33		190			20
34		2			15
35		19			13
36		11			7
37		224			13
38		7			10
39		29			9
40		9			16
41		117			14
42		5			7
43		20			6
44		23			7
45		168			31
46		10			
47		31	1		
48		17			
49		168			
50		14			
51		45			
52		17			
53		150			
54		21			
55		34			
56		22			
57		97			
58		8	1		
59		30	1		
60		19			
61		105			
62		20			
63		33			
64		24			
65		69			
66		23			
67		30	2		
68		46			
69		66		1	
70		30	1		
71		32	1		
72		64	1		
73		50	2	2	
74		33	1	13	
75		43		6	
76		27	1	5	
77		46		17	
78		38		73	
79		46	4	6	
80		40	1	16	

号給	1級	2級	特2級	3級	4級
81		47	1	54	
82		38		12	
83		52	6	20	
84		43	3	34	
85		39	5	37	
86		35	3	30	
87		48	8	33	
88		30	4	37	
89		40	2	31	
90		21		20	
91		35	7	19	
92		31	2	14	
93		37	4	17	
94		25	10	4	
95		60	10	7	
96		31	7	5	
97		40	7	2	
98		31	6	4	
99		47	7		
100		27	6	2	
101		30	5	1	
102		26	2		
103		48	2		
104		23			
105		46	2		
106		31	2		
107		49			
108		31			
109		42			
110		25			
111		29			
112		21			
113		30			
114		18			
115		28			
116		26			
117		39			
118		29			
119		57			
120		25			
121		45			
122		27			
123		60			
124		26			
125		42			
126		28			
127		48			
128		32			
129		35			
130		31			
131		46			
132		34			
133		51			
134		48			
135		58			
136		61			
137		50			
138		98			
139		71			
140		90			
141		89			
142		129			
143		120			
144		147			
145		180			
146		241			
147		168			
148		199			
149		184			
150		90			
151		42			
152		30			
153		11			
154		4			
155		1			
156		1			
157		12			
計		7,229	128	522	499
				合計	8,378

学校栄養職員給料表
(中学校、小学校等に勤務する学校栄養職員に適用)

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44				1	
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66					
67					
68					
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
98					
99					
100					
101					
102					
103					
104					
105					
106					
107					
108					
109					
110					
111					
112					
113					
計				1	
				合計	1

特定任期付職員

高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事する職員

号給	
1	
2	
3	1
4	
5	1
6	
7	
計	2

行政職給料表（企業庁）

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9			1								
10											
11											
12											
13											
14											
15			1	1							
16											
17			3								
18				1							
19				1							
20											
21			2								
22											
23				1							
24			1								
25	1		4	1							
26											
27				3							
28				2	1						
29	3		1						1		
30											
31											
32											
33	3			2					1		
34	1										
35				1				1			
36											
37	2			1				1			
38					1						
39				1							
40								1			
41					1						
42								1			
43				1	1						
44					1						
45	1				3						
46					1						
47					2						
48					1						
49					2						
50					1						
51								1			
52				1	2						
53				1	6						
54											
55				1	3		2				
56						1	1				
57					2	3	2				
58					1	2					
59					2	1	1				
60											
61							2	1			
62					1						
63						3					
64					1	1	3				

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
65					4						
66						2	2				
67					1	2					
68						2	3				
69					1						
70						1					
71						5	1				
72						1					
73					1	2	1				
74						3	2				
75					1	2	2				
76						2	1				
77						1	1				
78							2				
79						4					
80											
81						1					
82						1					
83						3					
84						1					
85						1					
86											
87						4					
88						5					
89											
90						1					
91						3					
92											
93						5					
94											
95											
96											
97											
98											
99											
100											
101											
102											
103											
104											
105											
106											
107											
108											
109											
110											
111											
112											
113											
114											
115											
116											
117											
118											
119											
120											
121											
122											
123											
124											
125											
特											
計		11	13	19	41	63	26	6	2		
										合計	181

行政職給料表（病院事業庁）

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15			1								
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22				1							
23				1							
24											
25			1								
26											
27											
28				1							
29		2									
30				2							
31				1					1		
32											
33											
34								1			
35											
36				1							
37			1								
38											
39											
40								1			
41											
42					1						
43											
44											
45											
46											
47											
48				1							
49											
50							2				
51											
52											
53					3						
54											
55					1						
56							1				
57		1			2						
58											
59						1					
60		1				1					
61					1		1				
62											
63					1						
64											

号給	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
65					1	2					
66											
67					2						
68							1				
69						1					
70											
71											
72											
73						1					
74						1					
75						1					
76											
77				1							
78											
79											
80											
81											
82											
83						1					
84											
85											
86											
87						1					
88						1					
89						1					
90											
91											
92											
93						2					
94											
95											
96											
97											
98											
99											
100											
101											
102											
103											
104											
105											
106											
107											
108											
109											
110											
111											
112											
113											
114											
115											
116											
117											
118											
119											
120											
121											
122											
123											
124											
125											
特											
計		4	3	9	12	18	5	2	1		
										合計	54

医療職給料表（一）（病院事業庁）

級 号給	1級	2級	3級	4級
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13	1			
14		1		
15				
16				
17		1		
18				
19				
20				
21	1			
22				
23				
24				
25	1			
26				
27		1		
28		1		
29				
30		1		
31				
32				
33				
34				
35				
36		1		
37		1		
38				
39				
40		2		
41				
42		1		
43				
44				1
45		1		2
46				
47				
48				

級 号給	1級	2級	3級	4級
49				1
50				
51				
52		1		
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	3	12		4
			合計	19

医療職給料表（二）（病院事業庁）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16		1				
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24		1				
25						
26						
27						
28						
29			2	1		
30						
31						
32						
33						
34			1			
35				1		
36						
37			1			
38			1			
39					1	
40			2			
41				2		1
42						
43						1
44						
45			1			1
46						
47						
48						1
49			1		2	
50						1
51						
52						
53			1			3
54						
55						
56			1			

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
57					1	
58						
59						
60						
61						
62						
63						
64						
65						
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72						
73						
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
計		2	11	4	4	8
					合計	29

医療職給料表（三）（病院事業庁）

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1						
2						
3						
4						
5					1	
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17		1				
18						
19						
20			1			
21		2	1			
22			1			
23		1				
24			1			
25				1		
26		1	3			
27					1	
28		1	1			
29			1	1		1
30			2	1		
31			2		1	
32			1	1		
33		3	2	2		
34			1	2		
35			5		2	
36				2	1	
37		1	1	1		
38			1	2	1	
39		1		2		
40			1	1		
41		1	1	3		
42		1	1	2		
43			2	1		
44				1		
45		1		1	1	
46				2		1
47			1	1	1	
48		1		1		
49		1			1	1
50					1	1
51		1		1		1
52		1	1	1	1	
53					2	
54				1		
55			1		1	
56		1			1	1
57					1	1
58						2
59				1		1
60						
61					3	1
62						
63					1	
64				1	2	
65				1		
66				1		1
67			1	1	2	2
68					4	
69		1			3	3
70			1		2	
71					1	
72						
73					1	
74		1				
75				1	1	
76						
77					1	
78						
79						
80						
81					1	
82		1				
83			1			
84					1	

級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
85					1	
86					1	
87					1	
88						
89						
90						
91					1	
92						
93		1			3	
94						
95						
96				1		
97						
98						
99						
100				1		
101						
102						
103				1		
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
計		23	35	40	47	17
		合計				162

現業職員給料表（知事部局等）

級 号給	1級	2級	3級	4級
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35			1	
36				
37				
38				
39				
40				
41				
42				
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				

級 号給	1級	2級	3級	4級
73				
74				
75				
76				
77				
78			1	
79				
80				
81				
82				
83			1	
84				1
85				
86				
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				1
96				
97				1
98				2
99				3
100				
101				2
102			1	
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110				2
111				
112				
113				
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125			1	
126				
127				
128				
129				
130				
131				
132				
133				
134			1	
135				
136				
137			3	
計			9	12
			合計	21

再任用職員

フルタイム勤務職員

級	計	1	2	特 2	3	4	5	6	7	8	9	10
給料表												
行政職	141				141							
公安職	7				1		6					
研究職	3				3							
医療職（一）	—											
医療職（二）	5		1			4						
医療職（三）	1				1							
高等学校等教育職	147	21	126									
中学校・小学校教育職	141		141									
学校栄養職員	1				1							
合計	446											

行政職（企業庁）	1				1							
行政職（病院事業庁）	2				2							
医療職（一）（病院事業庁）	—											
医療職（二）（病院事業庁）	—											
医療職（三）（病院事業庁）	1				1							
現業職員（知事部局等）	—											
総計	450											

短時間勤務職員

級	計	1	2	特 2	3	4	5	6	7	8	9	10
給料表												
行政職	77				77							
公安職	21					2	16	1	2			
研究職	4				4							
医療職（一）	—											
医療職（二）	8					8						
医療職（三）	2						2					
高等学校等教育職	116	6	110									
中学校・小学校教育職	298		298									
学校栄養職員	—											
合計	526											

行政職（企業庁）	1				1							
行政職（病院事業庁）	—											
医療職（一）（病院事業庁）	—											
医療職（二）（病院事業庁）	1					1						
医療職（三）（病院事業庁）	—											
現業職員（知事部局等）	—											
総計	528											

（注）該当人員0の級は空欄とした。

第6表 給料表別、級別、年齢別職員数
行政職給料表

(単位 人)

級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	計
18	8										8
19	12										12
20	13										13
21	16										16
22	76										76
23	77										77
24	86										86
25	29	58									87
26	11	80									91
27	5	84									89
28	1	90									91
29	3	108									111
30	3	17	83								103
31		4	86								90
32	5	6	70			1					82
33	2	6	60			1					69
34	1	2	74			1					78
35		2	85			1	1				89
36			74	1		1					76
37			63				1				64
38		2	64	1							67
39			52	43							95
40			19	87	1						107
41			17	101	1						119
42			10	102							112
43			5	131			1				137
44			6	168							174
45			4	83	90						177
46			1	97	135						233
47			9	50	166	1	1				227
48			5	47	177						229
49			7	39	166	2					214
50			5	27	179	15					226
51			2	28	124	18					172
52			3	30	128	31	1				193
53			3	15	137	55	9				219
54				21	53	109	17	1			201
55				6	18	109	18	6			157
56			2	12	21	95	31	13			174
57			1	10	24	100	25	9	5		174
58			1	8	22	67	25	7	7	1	138
59			4	15	31	58	37	5	3	2	155
60							1		1		2
61~											
計	348	459	815	1,122	1,473	665	168	41	16	3	5,110

公安職給料表

級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	計
18	28									28
19	23									23
20	35									35
21	31									31
22	62									62
23	12	63								75
24	3	65	1							69
25	1	59	3							63
26	4	74	3							81
27	2	71	9							82
28	1	53	24	2						80
29	3	57	37	2						99
30	2	75	30	6			1			114
31	1	39	65	10						115
32	1	19	63	13						96
33		10	75	29	1					115
34		9	67	27	1					104
35		7	61	43	2					113
36		3	65	42	4					114
37		5	53	60	5					123
38			42	43	6					91
39			31	57	9					97
40		1	20	57	15	3				96
41			5	49	11	1				66
42			5	41	15	10				71
43			5	59	32	6				102
44			7	32	18	10				67
45			12	43	24	9	2			90
46			5	25	18	4	1			53
47			2	20	17	7	5			51
48			3	11	12	4	2			32
49			4	11	23	7	3			48
50			2	11	32	6	1			52
51			1	8	11	6	1	3		30
52				19	25	6	3			53
53				17	20	3	5	5		50
54				17	25	7	7		2	58
55				17	19	2	11	6		55
56				9	25	9	7	3	1	54
57				18	29	6	6	6	2	67
58				13	27	3	8	9	2	62
59				12	19	8	6	4	6	55
60										
61~										
計	209	610	700	823	445	117	69	36	13	3,022

研究職給料表

級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	計
18						
19						
20						
21						
22		1				1
23		1				1
24		4				4
25		3				3
26		4				4
27		4				4
28		5				5
29		8				8
30		8				8
31		4				4
32		8				8
33		3				3
34		6				6
35		1	2			3
36		2	3			5
37			4			4
38			4			4
39			3			3
40			6			6
41			5			5
42			9			9
43			6			6
44			3	4		7
45			1	5		6
46			1	10		11
47				7		7
48				2		2
49				8	2	10
50				1	9	10
51				1	4	5
52					5	5
53					8	8
54					9	9
55					5	5
56					6	6
57					4	4
58					4	4
59					2	2
60						
61~						
計		62	47	38	58	205

医療職給料表 (一)

級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	計
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26	1				1
27	1				1
28					
29	4				4
30	1	1			2
31	1	1			2
32		3			3
33	1				1
34					
35					
36		1			1
37					
38					
39	1				1
40		1	1		2
41			2		2
42					
43					
44			3		3
45				2	2
46					
47					
48				1	1
49		1			1
50					
51					
52					
53			1		1
54		1	1	1	3
55			1		1
56			1	1	2
57			1		1
58					
59					
60					
61~				5	5
計	10	9	11	10	40

医療職給料表（二）

年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
18							
19							
20							
21							
22							
23		4					4
24		2					2
25		6					6
26		7					7
27		1	2				3
28		2	3				5
29		1					1
30			1				1
31			6				6
32			5				5
33			5				5
34			6				6
35		1	5				6
36			2	2			4
37			1	1			2
38				3			3
39				4			4
40				2			2
41				6			6
42				8			8
43				4	1		5
44				4	2		6
45				1	4	2	7
46				2	2	2	6
47				1	2	4	7
48					2	4	6
49						4	4
50				1		4	5
51						8	8
52					1	6	7
53						5	5
54						3	3
55						2	2
56						3	3
57						3	3
58						4	4
59						2	2
60							
61~							
計		24	36	39	14	56	169

医療職給料表（三）

年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
18							
19							
20							
21							
22		2					2
23		4					4
24		4					4
25		3					3
26		4					4
27		2					2
28		2					2
29		2	2				4
30							
31							
32							
33			2				2
34		1					1
35				1			1
36							
37		2	1	1			4
38				1			1
39		1		2	2		5
40				3	1		4
41				2	1		3
42		2			2		4
43				2	2		4
44		1		3	2		6
45		1	1	1	2		5
46				1	2		3
47				1	4		5
48					2		2
49				1	1	2	4
50				3	2	3	8
51						1	1
52				1	2	2	5
53					2	5	7
54					3	3	6
55		1			1	2	4
56		1	1			2	4
57					1	3	4
58						5	5
59					1	3	4
60							
61~							
計		33	7	23	33	31	127

高等学校等教育職給料表

中学校・小学校教育職給料表

年 齢	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	計
18						
19						
20						
21						
22	1	15				16
23	1	17				18
24	1	23				24
25	3	39				42
26	1	40				41
27	3	64				67
28	2	68				70
29	6	69				75
30	1	72				73
31	7	55				62
32	8	66				74
33	4	43				47
34	3	63				66
35	3	61				64
36	9	58				67
37	2	57				59
38	3	71				74
39	2	65				67
40	1	82				83
41		89				89
42	1	101				102
43	3	104				107
44	2	87				89
45	3	110				113
46		103	2	1		106
47	1	95	1			97
48	1	97	2			100
49		104	2	6		112
50		109	1	8		118
51	1	115	1	5		122
52		127	3	13	3	146
53	1	141		15	4	161
54		130		12	8	150
55	1	183	1	9	8	202
56		150		8	13	171
57		132	1	10	11	154
58	1	110	1	7	12	131
59		94	1	5	11	111
60						
61~						
計	76	3,209	16	99	70	3,470

年 齢	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	計
18						
19						
20						
21						
22		140				140
23		185				185
24		218				218
25		248				248
26		219				219
27		248				248
28		234				234
29		239				239
30		225				225
31		183				183
32		171				171
33		147				147
34		186				186
35		172				172
36		173				173
37		152	1			153
38		149				149
39		173	1			174
40		170	1			171
41		138	2			140
42		151	1			152
43		166	4			170
44		138	2			140
45		186	8			194
46		172	16			188
47		192	13	3		208
48		196	18	4		218
49		222	11	13		246
50		236	13	38	1	288
51		184	12	41		237
52		171	7	65	5	248
53		213	2	79	12	306
54		216	6	69	30	321
55		201	2	63	42	308
56		205	3	52	72	332
57		206	3	33	96	338
58		203	2	31	113	349
59		201		31	128	360
60						
61~						
計		7,229	128	522	499	8,378

学校栄養職員給料表

特定任期付
職員

合 計

級 年齢	学校栄養職員給料表					計	特定任期付職員		合 計	
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級		年齢		年 齢	人 員
18							18		18	36
19							19		19	35
20							20		20	48
21							21		21	47
22							22		22	297
23							23		23	364
24							24		24	407
25							25		25	452
26							26		26	448
27							27		27	496
28							28		28	487
29							29		29	541
30							30		30	526
31							31		31	462
32							32		32	439
33							33		33	389
34							34		34	447
35							35	1	35	449
36							36		36	440
37							37		37	409
38							38		38	389
39							39		39	446
40							40		40	471
41							41		41	430
42							42		42	458
43				1		1	43		43	532
44							44		44	492
45							45		45	594
46							46		46	600
47							47		47	602
48							48		48	590
49							49		49	639
50							50		50	707
51							51		51	575
52							52		52	657
53							53		53	757
54							54		54	751
55							55		55	734
56							56		56	746
57							57		57	745
58							58		58	693
59							59		59	689
60							60		60	2
61~							61~	1	61~	6
計				1		1	計	2	計	20,524

行政職給料表（企業庁）

級 年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	計
18											
19											
20											
21											
22	3										3
23	4										4
24	3										3
25		1									1
26		3									3
27	1	2									3
28		3									3
29		4									4
30			2								2
31			1								1
32			1								1
33			3								3
34			3								3
35			2								2
36			2								2
37			2								2
38			1								1
39			2	2							4
40				7							7
41				6							6
42				7							7
43				8							8
44				8							8
45				1	7						8
46				2	7						9
47					7						7
48					10						10
49					8						8
50					5						5
51					9	2					11
52					1	3					4
53					3	4	1				8
54					3	5	1	1			10
55					1	6					7
56					1	3	1				5
57							2	1			3
58					1	2					3
59						1	1				2
60											
61～											
計	11	13	19	41	63	26	6	2			181

行政職給料表（病院事業庁）

年齢 \ 級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	計
18											
19											
20											
21											
22											
23	2										2
24											
25											
26											
27		1									1
28		1									1
29											
30	1										1
31	1		1								2
32			1								1
33		1	1								2
34			1								1
35			2								2
36											
37											
38											
39			2								2
40											
41				1							1
42				4							4
43				2							2
44				1							1
45											
46			1		3						4
47					3						3
48				1	1						2
49				1							1
50				1	3						4
51					1						1
52					2		1				3
53					1						1
54					1	2					3
55					1	1					2
56				1			1	1			3
57					1	1					2
58											
59					1	1					2
60											
61~											
計	4	3	9	12	18	5	2	1			54

医療職給料表（一）（病院事業庁）

年齢 \ 級	1級	2級	3級	4級	計
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26	1				1
27					
28					
29	1				1
30					
31					
32					
33		1			1
34	1	1			2
35					
36		1			1
37		1			1
38		1			1
39					
40		2			2
41		3			3
42		1			1
43					
44					
45					
46					
47					
48				1	1
49					
50					
51					
52		1		1	2
53				1	1
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60				1	1
61~					
計	3	12		4	19

医療職給料表（二）（病院事業庁）

年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25		1					1
26							
27							
28							
29							
30							
31			1				1
32			2				2
33							
34		1	1				2
35							
36			3				3
37			3				3
38			1				1
39							
40				1			1
41				2			2
42				1			1
43							
44							
45							
46					3		3
47							
48						1	1
49						1	1
50					1	1	2
51							
52						2	2
53							
54							
55						1	1
56							
57							
58						1	1
59						1	1
60							
61~							
計		2	11	4	4	8	29

医療職給料表（三）（病院事業庁）

年齢	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
18							
19							
20							
21							
22							
23		1					1
24							
25		1					1
26		3					3
27		2					2
28							
29			2				2
30		1	1				2
31			1				1
32		1	4				5
33		2	2				4
34			5	1			6
35		1		2			3
36		1	2	1			4
37		3	3	4			10
38		1	1	2			4
39		1	2	3			6
40			1	1	2		4
41			1	6	1		8
42		1	1	3	2		7
43		1	2	2	2		7
44		1	2	1	1	1	6
45				1	3		4
46		1	2	1	5		9
47				2	1		3
48			1		5		6
49				1	6		7
50					2	1	3
51					1	2	3
52					3	5	8
53			1	2	1	1	5
54			1		3	2	6
55		1		1	1	2	5
56					4	1	5
57				4	2		6
58				1	2	1	4
59				1		1	2
60							
61~							
計		23	35	40	47	17	162

現業職員給料表（知事部局等）

総 計

年齢	級					計	年齢	人 員
	1 級	2 級	3 級	4 級	計			
18							18	36
19							19	35
20							20	48
21							21	47
22							22	300
23							23	371
24							24	410
25							25	455
26							26	455
27							27	502
28							28	491
29							29	548
30							30	531
31							31	467
32							32	448
33							33	399
34							34	461
35				1		1	35	457
36							36	450
37							37	425
38							38	396
39							39	458
40							40	485
41							41	450
42							42	478
43							43	549
44							44	507
45							45	606
46				1		1	46	626
47							47	615
48				1		1	48	611
49							49	656
50							50	721
51							51	590
52							52	676
53							53	772
54				2	4	6	54	776
55					5	5	55	754
56					2	2	56	761
57				1		1	57	757
58				1	1	2	58	703
59				2		2	59	698
60							60	3
61～							61～	6
計			9	12	21		計	20,990

再任用職員

フルタイム勤務職員

給料表	年齢	計	60	61	62	63	64
行政職		141	53	37	30	14	7
公安職		7			2	5	
研究職		3	1	2			
医療職（一）		—					
医療職（二）		5	3	2			
医療職（三）		1			1		
高等学校等教育職		147	49	39	33	15	11
中学校・小学校教育職		141	66	36	22	9	8
学校栄養職員		1	1				
合計		446	173	116	88	43	26
行政職（企業庁）		1	1				
行政職（病院事業庁）		2	1	1			
医療職（一）（病院事業庁）		—					
医療職（二）（病院事業庁）		—					
医療職（三）（病院事業庁）		1	1				
現業職員（知事部局等）		—					
総計		450	176	117	88	43	26

短時間勤務職員

給料表	年齢	計	60	61	62	63	64
行政職		77	12	14	20	20	11
公安職		21	3	3	6	9	
研究職		4		1			3
医療職（一）		—					
医療職（二）		8			4	3	1
医療職（三）		2			1		1
高等学校等教育職		116	26	19	26	32	13
中学校・小学校教育職		298	103	79	55	38	23
学校栄養職員		—					
合計		526	144	116	112	102	52
行政職（企業庁）		1			1		
行政職（病院事業庁）		—					
医療職（一）（病院事業庁）		—					
医療職（二）（病院事業庁）		1				1	
医療職（三）（病院事業庁）		—					
現業職員（知事部局等）		—					
総計		528	144	116	113	103	52

（注）該当人員0の年齢は空欄とした。

第7表 給料表別、級別、学歴別職員数

(単位 人)

給料表	学歴 級	大 学	短 大	高 校	中 学	計
		行	1	254	28	66
	2	404	21	34		459
	3	596	86	132	1	815
	4	593	173	354	2	1,122
	5	1,022	80	366	5	1,473
政	6	407	42	216		665
	7	159	4	5		168
	8	38	1	2		41
	9	14	2			16
	10	3				3
職	計	3,490	437	1,175	8	5,110
公	1	54	9	146		209
	2	433	32	145		610
	3	492	51	157		700
	4	513	43	265	2	823
	5	236	12	197		445
	6	66	4	47		117
	7	25	2	42		69
	8	15	2	19		36
	9	6	1	6		13
職	計	1,840	156	1,024	2	3,022
研	1					
	2	62				62
	3	44	3			47
	4	38				38
	5	56	2			58
職	計	200	5	—	—	205
医	1	10				10
	2	9				9
	3	11				11
	4	10				10
職	計	40	—	—	—	40
医	1					
	2	22	2			24
	3	36				36
	4	26	13			39
	5	12	2			14
	6	41	15			56
職	計	137	32	—	—	169
医	1					
	2	18	15			33
	3	4	3			7
	4	3	20			23
	5	5	27	1		33
	6	22	9			31
職	計	52	74	1	—	127
高	1	72	2	2		76
	2	3,109	66	34		3,209
特	2	16				16
	3	99				99
	4	69	1			70
職	計	3,365	69	36	—	3,470
中	1					
	2	6,850	379			7,229
特	2	127	1			128
	3	515	7			522
	4	494	5			499
職	計	7,986	392	—	—	8,378
学	1					
	2					
	3					
	4	1				1
	5					
員	計	1	—	—	—	1
特	1	2				2
定	計	2				2
合	計	17,113	1,165	2,236	10	20,524

給料表		学歴		大学	短大	高校	中学	計
		級						
行	業	1		9			2	11
		2		10			3	13
		3		11	1		7	19
		4		21	1	19		41
		5		42	3	18		63
		6		15		11		26
		7		6				6
		8		2				2
		9						
		10						
政	庁	計		116	5	60	—	181
		1		3		1		4
		2		3				3
		3		9				9
		4		5	3	4		12
		5		11	2	5		18
		6		2	2	1		5
		7		2				2
		8		1				1
		9						
職	病	計		36	7	11	—	54
		1		3				3
		2		12				12
		3						
		4		4				4
		5						
		6						
		7						
		8						
		9						
医療	院	計		36	7	11	—	54
		1		3				3
		2		12				12
		3						
		4		4				4
		5						
		6						
		7						
		8						
		9						
医療	事	計		19	—	—	—	19
		1						
		2		2				2
		3		4	7			11
		4		1	3			4
		5		2	2			4
		6		4	4			8
		7						
		8						
		9						
医療	業	計		13	16	—	—	29
		1						
		2		10	13			23
		3		7	28			35
		4		4	33	3		40
		5		2	43	2		47
		6		1	15	1		17
		7						
		8						
		9						
医療	庁	計		24	132	6	—	162
		1						
		2		10	13			23
		3		7	28			35
		4		4	33	3		40
		5		2	43	2		47
		6		1	15	1		17
		7						
		8						
		9						
現業職員	知事 部局等	1						
		2						
		3			2	6	1	9
		4		1	2	8	1	12
		計		1	4	14	2	21
総計			17,322	1,329	2,327	12	20,990	

(注) 該当人員0の級は空欄とした。

第8表 扶養の状況

その1 扶養親族数別職員数

区分 扶養親族数	扶 養 親 族 の あ る 職 員	うち扶養親族である	うち扶養親族で	うち配偶者・子
		配偶者を有する者	ある子を有する者	以外の扶養親族 を有する者
1 人	3,148 人	1,367 人	1,529 人	252 人
2 人	3,169	1,330	3,022	192
3 人	2,168	1,672	2,153	90
4 人	530	455	530	62
5 人	69	63	69	21
6人以上	10	10	10	—
計	9,094	4,897	7,313	617

(注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。

(その2及びその3において同じ。)

2 企業庁職員、病院事業庁職員及び現業職員は含まない。

(その2、その3、第9表及び第10表において同じ。)

その2 扶養親族数

区 分	扶 養 親 族 数
扶 養 親 族 で あ る 配 偶 者	4,897 人
配 偶 者 以 外 の 扶 養 親 族 2 人 ま で	12,343 人
そ の 他 の 扶 養 親 族	1,279 人
計	18,519 人

その3 扶養手当の状況

項目 給料表	手当受給者数	手当受給者 1人当たり 平均手当月額	平均扶養親族数
行政職	2,528人	21,102円	2.1人
公安職	1,773	21,008	2.2
研究職	114	22,035	2.2
医療職（一）	22	17,909	2.0
医療職（二）	58	17,966	1.8
医療職（三）	32	20,469	1.9
高校等教育職	1,629	20,329	2.0
中小校教育職	2,938	20,211	1.9
学校栄養職員	—	—	—
特定期付職員	—	—	—
平均（計）	9,094	20,639	2.0

第9表 住居手当の状況

区分 給料表	手 受 給 者 当 数	うち配偶者の居る間		家賃等負担の額 平均	手当受給者 1人当り の月額額	うち配偶者の居る間 住家・借間
		住家・借間	住家・借間			
行政職	879人	1人		53,358円	24,740円	13,500円
公安職	1,139	—		32,993	16,356	—
研究職	62	—		54,210	24,969	—
医療職（一）	12	—		48,393	20,608	—
医療職（二）	36	—		54,798	25,644	—
医療職（三）	20	—		56,485	26,120	—
高等学校等教育職	828	—		52,440	24,716	—
中学校・小学校教育職	1,615	—		53,981	25,713	—
学校栄養職員	—	—		—	—	—
特定任期付職員	—	—		—	—	—
計	4,591	1		48,382	23,003	13,500

第10表 通勤手当の状況

区 分	交通機関利用者		交通用具使用者		併 用 者		計		交通機関利用者 1人当たり 運賃等負担額
	人 員	手当受給者 1人当たり 手当月額	人 員	手当受給者 1人当たり 手当月額	人 員	手当受給者 1人当たり 手当月額	人 員	手当受給者 1人当たり 手当月額	
行政職	1,182人	14,314円	2,625人	9,924円	389人	24,568円	4,196人	12,518円	15,944円
公安職	124	14,163	2,050	8,445	30	23,290	2,204	8,969	15,297
研究職	23	18,083	145	11,171	15	44,070	183	14,736	27,891
医療職（一）	1	5,760	17	6,829	4	38,273	22	12,498	24,670
医療職（二）	16	17,074	116	11,462	13	35,941	145	14,276	24,324
医療職（三）	8	14,652	103	9,644	2	42,402	113	10,578	19,902
高校等教育職	125	17,791	2,944	9,686	105	37,848	3,174	10,937	25,921
中小校教育職	93	15,715	7,619	7,117	74	31,742	7,786	7,454	20,780
学校栄養職員	—	—	1	3,000	—	—	1	3,000	—
特定期付職員	—	—	2	3,000	—	—	2	3,000	—
計	1,572	14,741	15,622	8,333	632	28,393	17,826	9,609	17,660
平均利用距離	23.7 km		12.9 km		41.6 km		14.9 km		
平均通勤所要時間	48.7 分		27.9 分		60.9 分		30.9 分		

(注) 1 「平均利用距離」には、徒歩の距離は含まれていない。

2 「交通機関利用者1人当たり運賃等負担額」には、「併用者」の交通機関利用者を含む。

3 交通機関利用者に係る支給額及び負担額は、1箇月当たりの運賃等の月額とした。

Ⅲ 民間給与関係資料

民間給与関係資料としての各表は、平成 30 年
職種別民間給与実態調査に基づいて作成したもの
である。

平成30年職種別民間給与実態調査の概要

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、平成30年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

三重県人事委員会及び人事院

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所

企業規模 50人以上で、かつ、事業所規模 50人以上の県内の民間事業所 773 事業所

(2) 調査対象職種

行政職相当職種 22 職種、その他の職種 54 職種、合計 76 職種

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

上記3の(1)に記載した事業所を組織、規模、産業により13層に層化し、これらの層から163事業所を層化無作為抽出法により抽出したが、調査の完結した事業所は、第11表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係職種以外の調査職種についてこれに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

(3) 調査実人員

8,112人(うち初任給関係職種 466人)であるが、行政職に相当する調査実人員は、7,219人(うち初任給関係職種 440人)である。なお、調査職種該当者(母集団)の推定数は63,011人であり、うち行政職に相当するものは50,970人である。

5 集 計

(1) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(2) 調査結果は、本委員会が集計し、一部については、人事院を通じて独立行政法人統計センターに依頼して集計した。

第11表 産業別、企業規模別調査事業所数

(単位 事業所)

産業	企業規模		規 模 計			
			500 人 以 上	100 人 以 上 500 人 未 満	100 人 未 満	
産 業 計			145	58	60	27
農 業 , 林 業 , 漁 業 , 鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 , 建 設 業			3	2	—	1
製 造 業			93	39	41	13
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 , 情 報 通 信 業 , 運 輸 業 , 郵 便 業			13	6	5	2
卸 売 業 , 小 売 業			5	1	1	3
金 融 業 , 保 険 業 , 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業			5	4	1	—
教 育 , 学 習 支 援 業 , 医 療 , 福 祉 , サ ー ビ ス 業			26	6	12	8

(注) 1 上記のほか、実地調査に際し、規模等が調査の対象外であることが判明した事業所及び調査不能の事業所が18あった。

2 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。(以下、各表について同じ。)

第12表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種		学 歴	規 模 計	500 人 以 上	100 人 以 上 500 人 未 満	100 人 未 満
			円	円	円	円
事 務 ・ 技 術 関 係	新卒事務員・技術者計	大 学 卒	201,568	203,573	195,351	197,818
		短 大 卒	174,205	172,335	174,315	※ 180,600
		高 校 卒	164,578	165,595	161,806	※ 165,000
	新 卒 事 務 員	大 学 卒	200,337	202,759	192,086	※ 194,250
		短 大 卒	166,637	164,718	※ 163,433	※ 180,000
		高 校 卒	161,107	161,211	160,546	※ 165,000
	新 卒 技 術 者	大 学 卒	210,024	※ 211,076	※ 209,165	※ 207,333
		短 大 卒	183,804	182,697	※ 185,989	※ 181,500
		高 校 卒	168,369	169,398	164,134	—
そ の 他	新卒高等学校教諭	大 学 卒	—	—	—	—
	準新卒医師	大 学 卒	※ 344,600	※ 344,600	—	—
	準新卒薬剤師	大 学 卒	X	X	—	—
	新卒栄養士	短 大 卒	※ 191,500	※ 191,500	—	—
	準新卒看護師	養成所卒	223,983	※ 215,160	※ 230,286	—
	準新卒准看護師	養成所卒	—	—	—	—

- (注) 1 「X」は、調査実人員1人であることを示す。
 2 「※」は、調査実人員10人以下であることを示す。
 3 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
 4 「準新卒」とは、平成29年度中に資格免許を取得し、平成30年4月までの間に採用された場合をいう。

第13表 職種別、企業規模別、学歴別給与額

その1 公民給与比較の職種

(1) 規模計

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)		
							円
事務	支店長	4	59.3	720,020	38	719,982	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	2	61.0	652,550	0	652,550	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	2	57.5	787,490	75	787,415	
技	工場長	17	51.7	620,010	0	620,010	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	10	52.4	667,697	0	667,697	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	7	50.8	552,507	0	552,507	
術	事務部長	203	52.8	639,256	3,434	635,822	2課以上若しくは構成員20人以上の部の長または職能資格等が当該部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	162	52.8	654,404	1,419	652,985	
	短大卒	10	51.7	608,583	0	608,583	
	高校卒	31	53.0	575,872	14,251	561,621	
関	技術部長	138	52.1	659,124	1,953	657,171	同 上
	大学卒	94	51.8	675,720	350	675,370	
	短大卒	12	50.0	654,289	168	654,121	
	高校卒	32	53.9	610,734	7,509	603,225	
係	事務部次長	75	51.6	640,351	3,322	637,029	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職または中間職(部長一課長間)
	大学卒	62	51.8	648,870	3,383	645,487	
	短大卒	1	X	X	X	X	
	高校卒	12	51.3	608,603	3,265	605,338	
職	中学卒	—	—	—	—	—	

(注) 1 「X」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

2 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の上に位置付けられる者をいう。(以下(2)から(4)において同じ。)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
							円
事 務	技術部次長	56	50.2	569,971	3,230	566,741	前記事務部次長 の備考欄参照
	大 学 卒	35	50.4	597,652	29	597,623	
	短 大 卒	6	47.9	574,135	0	574,135	
	高 校 卒	15	50.7	506,394	11,558	494,836	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術	事務課長	333	48.6	542,727	14,015	528,712	2係以上若しくは 構成員10人以上 の課の長または職 能資格等が当該課 の長と同等と認め られる課の長及び 課長級専門職
	大 学 卒	216	47.9	561,655	8,767	552,888	
	短 大 卒	19	49.5	428,428	5,827	422,601	
	高 校 卒	98	50.1	523,151	27,054	496,097	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
関 係	技術課長	436	47.9	541,041	9,470	531,571	同 上
	大 学 卒	249	47.7	557,994	8,700	549,294	
	短 大 卒	43	46.7	525,842	12,218	513,624	
	高 校 卒	143	48.4	512,799	10,200	502,599	
	中 学 卒	1	X	X	X	X	
職 種	事務課長代理	186	46.7	515,067	43,922	471,145	上記課長に事故等のある ときの職務代行者、課長 に直属し部下に係長等の 役職者を有する者、課長 に直属し部下4人以上を 有する者、職能資格等が これらの者と同等と認め られる課長代理及び課長 代理級専門職または中間 職（課長一係長間）
	大 学 卒	142	45.5	522,933	47,106	475,827	
	短 大 卒	12	49.8	499,499	30,110	469,389	
	高 校 卒	31	50.5	487,389	36,146	451,243	
	中 学 卒	1	X	X	X	X	
係 長	技術課長代理	189	47.0	538,738	40,747	497,991	同 上
	大 学 卒	107	45.8	522,949	28,288	494,661	
	短 大 卒	24	47.7	538,665	75,887	462,778	
	高 校 卒	58	49.0	569,375	50,700	518,675	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
種 別	事務係長	368	45.6	461,077	65,651	395,426	係の長及び係長 級専門職
	大 学 卒	177	43.9	454,748	64,725	390,023	
	短 大 卒	48	44.2	441,617	62,516	379,101	
	高 校 卒	137	48.2	476,235	66,883	409,352	
	中 学 卒	6	45.2	436,261	87,556	348,705	

(注) 「中間職（課長一係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の上に位置付けられる者をいう。
(以下（2）から（4）において同じ。)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
							円
事 務	技術係長	606	44.6	454,180	73,437	380,743	前記事務係長 の備考欄参照
	大 学 卒	204	41.5	451,179	84,965	366,214	
	短 大 卒	86	43.0	453,390	86,261	367,129	
	高 校 卒	311	46.7	453,755	63,198	390,557	
	中 学 卒	5	51.2	605,477	105,664	499,813	
技 術 関 係	事務主任	456	44.7	424,428	61,568	362,860	係長等のいる事業所にお ける主任、係長等のいな い事業所における主任の うち課長代理以上に直属 し部下を有する者、係長 等のいない事業所におい て職能資格等がこれらの 者と同等と認められる主 任または中間職（係長一 係員間）
	大 学 卒	200	42.4	435,777	68,774	367,003	
	短 大 卒	63	43.8	359,558	45,928	313,630	
	高 校 卒	190	47.1	427,193	58,621	368,572	
	中 学 卒	3	40.2	542,445	35,250	507,195	
職 種	技術主任	723	41.2	415,254	60,765	354,489	同 上
	大 学 卒	313	36.6	408,055	74,606	333,449	
	短 大 卒	82	39.9	400,536	72,445	328,091	
	高 校 卒	315	45.2	421,595	44,788	376,807	
	中 学 卒	13	48.4	507,332	128,578	378,754	
事 務 係 員	事務係員	1,533	36.6	303,069	40,312	262,757	
	大 学 卒	647	33.1	314,812	46,131	268,681	
	短 大 卒	211	39.0	306,557	37,552	269,005	
	高 校 卒	671	39.2	290,084	35,450	254,634	
	中 学 卒	4	45.8	356,225	36,506	319,719	
技 術 係 員	技術係員	1,456	36.5	354,028	41,717	312,311	
	大 学 卒	565	31.0	344,327	62,977	281,350	
	短 大 卒	164	35.3	340,805	53,326	287,479	
	高 校 卒	709	39.2	359,715	29,550	330,165	
	中 学 卒	18	43.9	403,841	93,911	309,930	

(注) 「中間職（係長一係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいう。
(以下(2)から(4)において同じ。)

(2) 規模500人以上

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
							円
事 務	支店長	4	59.3	720,020	38	719,982	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	2	61.0	652,550	0	652,550	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	2	57.5	787,490	75	787,415	
	中学卒	—	—	—	—	—	
技 術	工場長	10	52.9	662,008	0	662,008	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	6	53.8	703,489	0	703,489	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	4	51.6	600,484	0	600,484	
	中学卒	—	—	—	—	—	
関 係	事務部長	117	53.3	754,427	558	753,869	2課以上若しくは構成員20人以上の部の長または職能資格等が当該部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	103	53.2	762,026	233	761,793	
	短大卒	4	50.8	742,250	0	742,250	
	高校卒	10	54.8	687,252	3,917	683,335	
	中学卒	—	—	—	—	—	
職 種	技術部長	97	51.9	710,672	383	710,289	同 上
	大学卒	73	52.0	711,810	445	711,365	
	短大卒	9	49.6	687,021	0	687,021	
	高校卒	15	53.2	719,776	311	719,465	
	中学卒	—	—	—	—	—	
種	事務部次長	53	52.1	707,413	4,769	702,644	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職または中間職(部長一課長間)
	大学卒	48	52.2	696,699	4,415	692,284	
	短大卒	1	X	X	X	X	
	高校卒	4	52.5	832,081	8,820	823,261	
	中学卒	—	—	—	—	—	
種	技術部次長	43	50.6	601,992	977	601,015	同 上
	大学卒	31	50.9	608,160	0	608,160	
	短大卒	5	47.4	591,054	0	591,054	
	高校卒	7	51.5	583,622	5,492	578,130	
	中学卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長	241	48.7	584,336	9,278	575,058	2係以上若しくは 構成員10人以上 の課の長または職 能資格等が当該課 の長と同等と認め られる課の長及び 課長級専門職
	大 学 卒	181	48.3	589,519	6,876	582,643	
	短 大 卒	5	47.5	488,456	0	488,456	
	高 校 卒	55	50.1	574,226	18,092	556,134	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技術課長	323	48.1	572,124	9,351	562,773	同 上
	大 学 卒	198	48.2	584,125	8,518	575,607	
	短 大 卒	34	46.3	551,396	13,948	537,448	
	高 校 卒	91	48.5	550,357	9,693	540,664	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
事務課長代理	152	47.4	533,735	45,221	488,514	上記課長に事故等のある ときの職務代行者、課長 に直属し部下に係長等の 役職者を有する者、課長 に直属し部下4人以上を 有する者、職能資格等が これらの者と同等と認め られる課長代理及び課長 代理級専門職または中間 職（課長－係長間）	
大 学 卒	115	46.3	546,662	49,787	496,875		
短 大 卒	11	50.2	500,935	32,350	468,585		
高 校 卒	26	51.5	485,907	28,960	456,947		
中 学 卒	—	—	—	—	—		
技術課長代理	156	47.0	558,345	44,674	513,671	同 上	
大 学 卒	87	45.7	543,947	32,322	511,625		
短 大 卒	17	47.5	582,639	92,366	490,273		
高 校 卒	52	49.0	576,290	51,270	525,020		
中 学 卒	—	—	—	—	—		
事務係長	243	46.0	508,592	72,417	436,175	係の長及び係長 級専門職	
大 学 卒	114	43.9	503,641	72,710	430,931		
短 大 卒	33	44.4	483,400	64,702	418,698		
高 校 卒	94	48.8	521,842	74,590	447,252		
中 学 卒	2	48.0	531,037	75,474	455,563		
技術係長	467	45.0	470,859	76,343	394,516	同 上	
大 学 卒	149	41.8	473,925	91,680	382,245		
短 大 卒	64	42.7	475,804	95,964	379,840		
高 校 卒	249	47.1	465,830	63,507	402,323		
中 学 卒	5	51.2	605,477	105,664	499,813		

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外手当 (B)	(A)-(B)		
							円
事務主任	人	歳				係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等のいない事業所において職能資格等がこれらの者と同等と認められる主任または中間職（係長一係員間）	
	257	45.8	470,912	72,206	398,706		
	大学卒	120	43.6	481,118	81,830		399,288
	短大卒	28	45.2	428,452	63,464		364,988
	高校卒	106	48.1	466,477	64,917		401,560
中学卒	3	40.2	542,445	35,250	507,195		
技術主任	522	41.6	429,402	62,146	367,256	同 上	
	大学卒	236	36.5	419,715	78,016		341,699
	短大卒	52	39.5	420,593	80,369		340,224
	高校卒	222	46.1	436,296	43,421		392,875
	中学卒	12	49.1	515,478	131,166		384,312
事務係員	822	36.4	328,652	48,827	279,825		
	大学卒	371	31.7	329,476	52,056	277,420	
	短大卒	108	40.6	336,810	49,443	287,367	
	高校卒	341	40.4	324,540	44,860	279,680	
	中学卒	2	46.0	426,626	67,204	359,422	
技術係員	1,043	37.3	364,071	41,337	322,734		
	大学卒	399	30.7	352,116	66,006	286,110	
	短大卒	103	36.1	354,117	55,400	298,717	
	高校卒	527	40.0	369,376	28,841	340,535	
	中学卒	14	44.2	424,252	105,240	319,012	

(3) 規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
							円
事 務	支店長	—	—	—	—	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	—	—	—	—		
	短大卒	—	—	—	—		
	高校卒	—	—	—	—		
技 術	工場長	7	50.1	565,749	0	565,749	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	4	50.5	619,363	0	619,363	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	3	49.7	494,264	0	494,264	
関 係	事務部長	70	52.1	493,405	8,337	485,068	2課以上若しくは構成員20人以上の部の長または職能資格等が当該部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	50	52.0	479,854	3,806	476,048	
	短大卒	3	54.4	497,220	0	497,220	
	高校卒	17	52.0	531,025	22,409	508,616	
職 種	技術部長	30	52.3	526,218	5,293	520,925	同 上
	大学卒	17	50.5	520,035	0	520,035	
	短大卒	3	51.4	547,715	713	547,002	
	高校卒	10	55.7	530,292	15,705	514,587	
種	事務部次長	20	50.4	475,790	0	475,790	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職または中間職(部長一課長間)
	大学卒	12	50.3	474,751	0	474,751	
	短大卒	—	—	—	—	—	
	高校卒	8	50.6	477,253	0	477,253	
種	技術部次長	8	46.9	488,614	130	488,484	同 上
	大学卒	4	47.0	515,004	261	514,743	
	短大卒	1	X	X	X	X	
	高校卒	3	45.7	451,199	0	451,199	
種	中学卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額				備 考
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長	82	48.4	432,273	28,440	403,833	2係以上若しくは 構成員10人以上 の課の長または職 能資格等が当該課 の長と同等と認め られる課の長及び 課長級専門職
	大 学 卒	31	45.5	405,231	20,908	384,323	
	短 大 卒	12	50.5	405,502	8,507	396,995	
	高 校 卒	39	49.8	460,829	40,290	420,539	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
	技術課長	90	47.2	437,216	3,946	433,270	同 上
	大 学 卒	43	46.2	426,674	1,664	425,010	
	短 大 卒	7	47.3	414,911	0	414,911	
	高 校 卒	39	47.7	451,352	7,276	444,076	
	中 学 卒	1	X	X	X	X	
事務課長代理	28	43.8	416,114	32,526	383,588	上記課長に事故等のある ときの職務代行者、課長 に直属し部下に係長等の 役職者を有する者、課長 に直属し部下4人以上を 有する者、職能資格等が これらの者と同等と認め られる課長代理及び課長 代理級専門職または中間 職（課長－係長間）	
大 学 卒	22	42.2	398,424	24,986	373,438		
短 大 卒	—	—	—	—	—		
高 校 卒	5	45.4	495,441	75,171	420,270		
中 学 卒	1	X	X	X	X		
技術課長代理	31	47.3	422,378	9,439	412,939	同 上	
大 学 卒	19	46.7	408,434	446	407,988		
短 大 卒	6	47.0	388,150	2,217	385,933		
高 校 卒	6	49.3	500,529	45,032	455,497		
中 学 卒	—	—	—	—	—		
事務係長	109	44.2	361,171	54,984	306,187	係の長及び係長 級専門職	
大 学 卒	56	43.3	359,906	53,737	306,169		
短 大 卒	14	44.0	332,267	50,488	281,779		
高 校 卒	36	45.8	372,557	53,034	319,523		
中 学 卒	3	42.1	385,010	121,541	263,469		
技術係長	115	42.9	363,936	55,879	308,057	同 上	
大 学 卒	46	41.6	369,632	57,986	311,646		
短 大 卒	19	45.0	348,435	40,382	308,053		
高 校 卒	50	43.3	364,942	60,658	304,284		
中 学 卒	—	—	—	—	—		

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
							円
事 務 主任	人	歳				係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等のいない事業所において職能資格等がこれらの者と同等と認められる主任または中間職（係長－係員間）	
	154	41.7	318,522	39,499	279,023		
	大学卒	58	38.6	309,745	35,930		273,815
	短大卒	30	41.5	296,360	29,878		266,482
	高校卒	66	44.4	335,731	46,761		288,970
中学卒	—	—	—	—	—	—	
技 術 主任	146	38.8	328,523	55,381	273,142	同 上	
	大学卒	57	37.9	333,651	54,583		279,068
	短大卒	21	40.8	315,634	43,639		271,995
	高校卒	67	38.9	327,953	59,870		268,083
	中学卒	1	X	X	X		X
事 務 係 員	562	36.6	267,353	29,163	238,190		
	大学卒	211	35.2	287,890	34,393		253,497
	短大卒	80	37.0	272,087	23,602		248,485
	高校卒	270	37.6	250,153	26,776		223,377
	中学卒	1	X	X	X		X
技 術 係 員	326	33.1	295,156	43,720	251,436		
	大学卒	124	32.6	313,065	51,192		261,873
	短大卒	46	34.2	310,290	48,441		261,849
	高校卒	152	32.9	274,603	35,923		238,680
	中学卒	4	41.8	285,618	28,290		257,328

(4) 規模100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	—	—	—	—	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	—	—	—	—		
	短大卒	—	—	—	—		
	高校卒	—	—	—	—		
	中学校卒	—	—	—	—	—	
	工場長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	—	—	—	—		
	短大卒	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—			
中学校卒	—	—	—	—	—		
事務部長	16	52.2	518,057	381	517,676	2課以上若しくは構成員20人以上の部の長または職能資格等が当該部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)	
大学卒	9	52.6	526,939	0	526,939		
短大卒	3	50.3	510,040	0	510,040		
高校卒	4	52.8	504,087	1,523	502,564		
中学校卒	—	—	—	—	—	—	
技術部長	11	53.6	536,856	7,616	529,240	同 上	
大学卒	4	55.0	634,948	0	634,948		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	7	52.9	480,804	11,968	468,836		
中学校卒	—	—	—	—	—	—	
事務部次長	2	51.0	600,250	0	600,250	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職または中間職(部長一課長間)	
大学卒	2	51.0	600,250	0	600,250		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学校卒	—	—	—	—	—	—	
技術部次長	5	52.4	418,820	28,000	390,820	同 上	
大学卒	—	—	—	—	—		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	5	52.4	418,820	28,000	390,820		
中学校卒	—	—	—	—	—	—	

職 種 名		調 査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備 考
				きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)	
事 務	事務課長	10	49.8	480,562	3,606	476,956	2係以上若しくは 構成員10人以上 の課の長または職 能資格等が当該課 の長と同等と認め られる課の長及び 課長級専門職
	大 学 卒	4	46.8	498,497	0	498,497	
	短 大 卒	2	47.0	454,885	0	454,885	
	高 校 卒	4	54.3	475,466	9,016	466,450	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
技 術	技術課長	23	47.4	420,219	33,097	387,122	同 上
	大 学 卒	8	42.9	445,399	52,179	393,220	
	短 大 卒	2	52.0	435,722	22,772	412,950	
	高 校 卒	13	49.5	402,340	22,942	379,398	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
関 係 職	事務課長代理	6	39.8	438,561	60,047	378,514	上記課長に事故等のある ときの職務代行者、課長 に直属し部下に係長等の 役職者を有する者、課長 に直属し部下4人以上を 有する者、職能資格等が これらの者と同等と認め られる課長代理及び課長 代理級専門職または中間 職（課長－係長間）
	大 学 卒	5	38.8	430,233	72,057	358,176	
	短 大 卒	1	X	X	X	X	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
種	技術課長代理	2	46.0	506,613	158,034	348,579	同 上
	大 学 卒	1	X	X	X	X	
	短 大 卒	1	X	X	X	X	
	高 校 卒	—	—	—	—	—	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	
種	事務係長	16	49.7	380,340	26,859	353,481	係の長及び係長 級専門職
	大 学 卒	7	47.7	397,695	15,993	381,702	
	短 大 卒	1	X	X	X	X	
	高 校 卒	7	52.7	328,490	20,217	308,273	
	中 学 卒	1	X	X	X	X	
種	技術係長	24	40.8	363,161	67,339	295,822	同 上
	大 学 卒	9	35.0	350,269	72,544	277,725	
	短 大 卒	3	39.0	415,497	73,232	342,265	
	高 校 卒	12	45.5	359,745	61,962	297,783	
	中 学 卒	—	—	—	—	—	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)		
							円
事 務 主任	人	歳	円	円	円	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち課長代理以上に直属し部下を有する者、係長等のいない事業所において職能資格等がこれらの者と同等と認められる主任または中間職（係長－係員間）	
	45	44.5	356,451	37,536	318,915		
	大学卒	22	41.6	380,607	42,524		338,083
	短大卒	5	48.8	308,738	32,755		275,983
	高校卒	18	46.9	340,181	32,768		307,413
中学卒	—	—	—	—	—	—	
技 術 主任	55	39.7	349,499	45,774	303,725	同 上	
	大学卒	20	37.0	353,131	53,183		299,948
	短大卒	9	41.0	389,458	55,717		333,741
	高校卒	26	41.2	332,873	36,632		296,241
	中学卒	—	—	—	—		—
事 務 係 員	149	37.6	280,852	29,601	251,251		
	大学卒	65	35.8	308,334	46,841		261,493
	短大卒	23	37.0	258,201	20,146		238,055
	高校卒	60	39.7	259,228	14,931		244,297
	中学卒	1	X	X	X		X
技 術 係 員	87	29.9	298,503	44,689	253,814		
	大学卒	42	31.0	319,989	52,327		267,662
	短大卒	15	28.5	283,060	44,777		238,283
	高校卒	30	29.0	278,098	34,994		243,104
	中学卒	—	—	—	—		—

参考 行政職給料表の職務の級と民間事業所従業員との対応格付表

級	対 応 民 間 職 種		
	企業規模500人以上	企業規模100人以上500人未満	企業規模100人未満
10、9級	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長	/	
8級	事務課長・技術課長		
7級	事務課長・技術課長	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長
6級	事務課長代理・技術課長代理	事務課長・技術課長	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長
5級	事務課長代理・技術課長代理	事務課長・技術課長	事務課長・技術課長
4級	事務係長・技術係長	事務課長代理・技術課長代理	事務課長代理・技術課長代理
3級	事務係長・技術係長	事務係長・技術係長	事務係長・技術係長
2級	事務主任・技術主任	事務主任・技術主任	事務主任・技術主任
1級	事務係員・技術係員	事務係員・技術係員	事務係員・技術係員

(注) 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

その2 その他の職種
規模計

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備 考		
			きまって支給 する給与(A)	うち時間 外 手 当 (B)	(A)-(B)			
技能・ 労務関係 職種	電 話 交 換 手	2	48.0	216,026	7,874	208,152	見習、外国語の電話交換手 を除く。	
	自家用乗用自動車運転手	23	41.1	194,024	12,584	181,440		
	守 衛	2	50.0	150,776	213	150,563		
	用 務 員	4	49.7	240,243	14,843	225,400		
教 育 関 係 職 種	大 学 学 部 長	11	58.8	743,853	0	743,853	役員を除く。	
	大 学 教 授	45	57.8	654,895	0	654,895		
	大 学 准 教 授	38	50.9	549,223	0	549,223		
	大 学 講 師	8	50.3	477,786	0	477,786		
	大 学 助 教	29	42.3	421,030	2,878	418,152		
職 種	高 等 学 校 校 長	—	—	—	—	—	同 上	
	高 等 学 校 教 頭	—	—	—	—	—		
	高 等 学 校 教 諭	23	43.7	495,745	7,652	488,093		
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。) 2室(係)以上または構成員 7人以上の部(課)の長 構成員3人以上の室(係) の長 下記研究員より上位の者(研究所 長の職名を有する者、上記研究部 (課)長及び研究室(係)長を除く。)	
	研 究 部 (課) 長	31	49.7	669,563	3,309	666,254		
	研 究 室 (係) 長	31	47.3	654,849	185,474	469,375		
	主 任 研 究 員	33	49.2	692,166	23,500	668,666		
	研 究 員	55	43.5	530,889	132,155	398,734		
	研 究 補 助 員	8	41.3	523,692	50,958	472,734		
医 療 関 係 職 種	病 院 長	1	X	X	X	X	部下に医師または歯科医師5人 以上(役員を除く。) 上記院長に事故等のあると きの職務代行者 部下に医師または歯科医師1人 以上	
	副 院 長	4	59.0	1,562,778	98,566	1,464,212		
	医 科 長	21	54.1	1,460,726	247,198	1,213,528		
	医 師	18	34.9	967,225	183,676	783,549		
	歯 科 医 師	1	X	X	X	X		
	療 関 係 職 種	薬 局 長	2	49.0	470,317	3,300	467,017	部下に薬剤師2人以上
		薬 剤 師	32	33.9	344,245	43,368	300,877	
		診 療 放 射 線 技 師	29	40.4	385,485	41,393	344,092	
		臨 床 検 査 技 師	34	41.5	384,588	43,694	340,894	
		栄 養 士	28	36.5	291,673	10,365	281,308	
理 学 療 法 士		42	33.8	343,364	14,643	328,721		
種	作 業 療 法 士	34	31.6	309,235	13,521	295,714	部下に看護師長5人以上	
	総 看 護 師 長	3	51.7	540,063	11,433	528,630		
	看 護 師 長	74	46.4	421,094	27,464	393,630		
	看 護 師	156	34.7	331,492	39,303	292,189		
	准 看 護 師	45	53.6	333,818	33,328	300,490	部下に看護師または准看護師 5人以上	

第14表 初任給の改定状況

項目 学歴 企業規模		三重県					全国				
		採用あり	初任給の改定状況			採用なし	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
			増額	据置き	減額			増額	据置き	減額	
大 学 卒	計	63.2 %	(52.7) %	(47.3) %	- %	36.8 %	49.3 %	(34.3) %	(65.5) %	(0.2) %	50.7 %
	500人以上	92.0	(54.9)	(45.1)	-	8.0	87.8	(48.9)	(51.1)	-	12.2
	100人以上 500人未満	53.2	(51.5)	(48.5)	-	46.8	53.6	(30.3)	(69.4)	(0.3)	46.4
	100人未満	26.5	(42.9)	(57.1)	-	73.5	23.9	(25.0)	(75.0)	-	76.1
高 校 卒	計	53.2	(58.4)	(41.6)	-	46.8	29.1	(36.8)	(62.7)	(0.5)	70.9
	500人以上	73.0	(63.5)	(36.5)	-	27.0	51.5	(49.0)	(50.6)	(0.4)	48.5
	100人以上 500人未満	55.6	(55.9)	(44.1)	-	44.4	29.3	(33.5)	(66.1)	(0.4)	70.7
	100人未満	7.6	-	(100.0)	-	92.4	18.5	(30.3)	(69.1)	(0.6)	81.5

- (注) 1 採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。
 2 () 内は、採用がある事業所を100とした割合である。
 3 初任給の改定状況は、全国は本店について、三重県は本店及び支店について集計した割合である。

第15表 扶養（家族）手当の支給状況

扶養家族の構成	支 給 月 額	
	三 重 県	全 国
配 偶 者	12,015円	13,422円
配偶者と子1人	18,810円 (6,795円)	19,651円 (6,229円)
配偶者と子2人	25,258円 (6,448円)	25,339円 (5,688円)

- (注) 1 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。
 2 () 内の金額は、支給月額のうち、子が1人増えることにより増加する額である。
 備考 本県職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、子については、1人につき10,000円、子以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第16表 特別給の支給状況

項目		区分	三 重 県	全 国	
				事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
平均給与 月額	下半期 (A1)		331,744 円	379,753 円	280,139 円
	上半期 (A2)		330,644	381,147	281,423
特別給の 支給額	下半期 (B1)		716,145 円	832,466 円	529,480 円
	上半期 (B2)		759,314	866,023	528,454
特別給の 支給割合	下半期 (B1/A1)		2.16 月分	2.19 月分	1.89 月分
	上半期 (B2/A2)		2.30	2.27	1.88
年間の平均			4.46 月分	4.46 月分	

(注) 下半期は平成29年8月から平成30年1月まで、上半期は同年2月から7月までの期間をいう。

第17表 給与改定の状況

役職 段階	項目	三 重 県				全 国			
		ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ 慣行なし	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ 慣行なし
係 員		35.0 %	8.6 %	— %	56.4 %	30.5 %	6.0 %	0.1 %	63.4 %
課長級		26.1	6.9	—	67.0	25.4	6.9	0.1	67.6

(注) ベースアップの慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

第18表 定期昇給の実施状況

役職 段階	項目	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし	
			増 額	減 額	変化なし			
三 重 県	係 員	93.4 %	93.4 %	36.8 %	2.7 %	53.9 %	— %	6.6 %
	課 長 級	80.8	79.8	27.2	3.9	48.7	1.0	19.2
全 国	係 員	88.4	87.1	30.1	4.1	52.9	1.3	11.6
	課 長 級	82.4	81.0	27.4	4.2	49.4	1.4	17.6

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第19表 定期昇給制度の状況

役職 段階	項目 企業規模	三重県					全国				
		定期昇給 制度あり			定期昇給 制度なし		定期昇給 制度あり			定期昇給 制度なし	
		自動昇給	査定昇給	昇格昇給			自動昇給	査定昇給	昇格昇給		
係 員	計	94.5 %	38.6 %	89.8 %	51.2 %	5.5 %	90.7 %	36.6 %	74.4 %	41.6 %	9.3 %
	500人以上	94.8	44.9	84.9	63.2	5.2	93.0	38.3	77.9	50.9	7.0
	100人以上 500人未満	95.1	34.1	92.5	45.6	4.9	92.8	38.7	74.8	44.2	7.2
	100人未満	92.4	35.8	94.1	38.5	7.6	85.9	32.3	72.0	32.5	14.1
課 長 級	計	83.9	33.5	92.5	50.3	16.1	85.7	30.9	70.9	38.4	14.3
	500人以上	82.1	36.0	86.5	62.8	17.9	81.5	24.4	69.0	42.7	18.5
	100人以上 500人未満	85.6	32.2	95.2	41.8	14.4	88.1	33.7	71.4	40.4	11.9
	100人未満	83.5	31.3	100.0	43.8	16.5	83.7	29.1	71.1	32.6	16.3

(注) 1 定期昇給の有無が不明の事業所を除いて集計した。

2 定期昇給制度の内容(自動昇給・査定昇給・昇格昇給)は、複数回答である。

第20表 冬季賞与の考課査定分の配分状況

役職 段階	項目 企業規模	部長級(非役員)		課長級		係員	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
三 重 県	規 模 計	52.5 %	47.5 %	51.7 %	48.3 %	55.6 %	44.4 %
	500人以上	51.4	48.6	53.0	47.0	62.8	37.2
	100人以上 500人未満	51.3	48.7	49.8	50.2	54.8	45.2
	100人未満	58.7	41.3	54.1	45.9	44.3	55.7
全 国	規 模 計	50.5	49.5	51.6	48.4	55.2	44.8
	500人以上	45.2	54.8	46.3	53.7	55.4	44.6
	100人以上 500人未満	53.0	47.0	54.2	45.8	57.2	42.8
	100人未満	48.7	51.3	49.6	50.4	51.5	48.5

IV 生計費関係資料

平成 30 年 4 月の標準生計費算定方法

標準生計費は、国民一般の標準的な生活の水準を求めるためのものであり、「家計調査」（総務省）等に基づき、次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

1 標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目に分類して算定しているが、各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費	・・・	食料
住居関係費	・・・	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	・・・	被服及び履物
雑費Ⅰ	・・・	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費Ⅱ	・・・	その他の消費支出（諸雑費、こづかい（使途不明）、交際費、仕送り金）

2 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査における平成30年4月の費目別平均支出金額（日数を $\frac{365}{12}$ 日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、平成30年4月の全国の各費目別標準生計費（平成26年の「全国消費実態調査」（総務省）の18歳～26歳の単身勤労者世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費者物価、消費水準の変動分を加味して算定した値）に、全国の費目別平均支出金額と本県の費目別平均支出金額との比率を乗じて算定した。

（参考）費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成29年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、有業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子供で構成されている標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第21表 費目別、世帯人員別標準生計費(平成30年4月)

その1 津市

世帯人員 費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	25,670 円	41,060 円	51,010 円	60,940 円	70,880 円
住居関係費	34,580	37,900	34,080	30,250	26,430
被服・履物費	2,760	9,640	11,070	12,500	13,940
雑費 I	25,530	23,070	42,780	62,500	82,210
雑費 II	6,760	15,460	19,150	22,840	26,530
計	95,300	127,130	158,090	189,030	219,990

その2 全国

世帯人員 費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	25,490 円	40,770 円	50,640 円	60,510 円	70,380 円
住居関係費	47,720	52,300	47,030	41,750	36,480
被服・履物費	2,580	9,010	10,350	11,690	13,020
雑費 I	32,860	29,680	55,050	80,430	105,800
雑費 II	8,280	18,930	23,450	27,970	32,480
計	116,930	150,690	186,520	222,350	258,160

参考 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

世帯人員 費目	2 人	3 人	4 人	5 人
食料費	0.513	0.638	0.762	0.886
住居関係費	0.974	0.876	0.778	0.679
被服・履物費	0.601	0.690	0.780	0.869
雑費 I	0.209	0.388	0.567	0.745
雑費 II	0.299	0.371	0.442	0.514

V 労働経済

第22表 労働経済指標

項目				年 月					
				平成29年 4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	
賃労働 金時 ・間 (戦 略企 画部 統 計 調 査 地 方 調 査 課 査)	きまって支給する給与			金額	282,662 円	278,888	283,637	282,364	279,275
				前月年比	1.1 %	2.4	1.3	1.9	1.0
	(調査) 産業計	うち 所定内 給与	調査計	金額	251,841 円	250,002	253,429	251,299	249,570
			一般労働者	金額	303,496 円	302,293	303,789	301,341	300,251
	うち所定外給与			金額	30,821 円	28,886	30,208	31,065	29,705
	総実労働時間数			時間数	153.4 時間	141.7	156.4	152.7	144.9
(調査) 産業計	うち所定外 労働時間数		時間数	14.3 時間	13.2	13.8	14.3	13.9	
生 計 費 (家 調 査)	消費 支 出 (名 目)	全 世 帯	全 国 (総務省 統計局)	金額	295,929 円	283,056	268,802	279,197	280,320
			前月年比	△ 0.9 %	0.4	2.8	0.4	1.4	
		勤 労 者 世 帯	全 国 (総務省 統計局)	金額	329,949 円	315,194	296,653	308,818	301,574
			前月年比	△ 2.4 %	2.8	7.2	2.1	0.0	
		津 市 帯 (戦 略企 画部 統 計 課)	金額	276,994 円	264,598	241,808	267,025	322,739	
			前月年比	△ 3.0 %	△ 15.2	△ 13.1	5.2	16.2	
津 市 帯 (戦 略企 画部 統 計 課)	金額	341,168 円	306,941	276,558	308,650	328,561			
	前月年比	20.3 %	△ 9.6	△ 4.8	4.4	17.3			
物 価 値	消費者 物価指数	全 国 (総務省 統計局)	前月年比	0.4 %	0.4	0.4	0.4	0.7	
		津 市 (総務省 統計局)	前月年比	0.2 %	0.3	0.3	0.5	0.8	
	国内企業 物価指数 (日本銀行)	前月年比	2.1 %	2.1	2.2	2.5	2.9		
雇 用	有効求人 率 (季節 調整値)	全 国 (厚生労働 省)	1.47 倍	1.49	1.50	1.51	1.52		
		三 重 県 (三重労働 局)	1.55 倍	1.60	1.66	1.64	1.62		
	完全失 業率 (季節調整値)	全 国 (総務省 統計局)	2.8 %	3.0	2.8	2.8	2.8		

(注) 1 「毎月勤労統計調査地方調査」とは、統計法に基づく基幹統計であって、雇用、給与及び労働時間について、三重県における毎月の変動を明らかにすることを目的とするものであり、このうち、「きまって支給する給与」とは、労働契約、団体協約あるいは事業所の給与規程等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことである。

2 「賃金・労働時間」欄は、事業所規模30人以上の数値である。

3 「生計費」欄は、農林漁家世帯を含む数値である。

関 係 資 料

9 月	10 月	11 月	12 月	平成30年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
282,642	283,627	285,435	284,465	282,165	284,843	286,119	287,554	283,244	286,636
0.9	0.7	0.9	1.6	1.9	2.3	2.3	1.8	1.6	1.0
251,180	251,765	252,667	252,376	253,894	255,192	256,121	256,439	254,632	257,070
301,552	302,347	302,520	302,798	307,933	310,090	312,020	309,657	307,573	310,138
31,462	31,862	32,768	32,089	28,271	29,651	29,998	31,115	28,612	29,566
151.4	151.7	154.5	153.1	138.9	147.2	149.4	153.7	145.8	154.6
14.8	15.3	15.2	15.8	13.1	14.2	14.4	14.6	13.5	13.7
268,802	282,872	277,361	322,157	289,703	265,614	301,230	294,439	281,307	267,641
0.6	0.3	2.4	1.2	3.7	1.9	1.1	△ 0.5	△ 0.6	△ 0.4
246,895	272,904	266,248	377,370	284,108	252,239	282,677	265,049	246,914	297,784
△ 4.5	1.7	△ 11.9	14.1	△ 9.8	△ 30.2	△ 9.8	△ 4.3	△ 6.7	23.1
295,211	313,733	301,164	352,076	317,659	289,177	334,998	334,967	312,354	291,998
△ 0.4	2.6	2.4	0.8	3.4	△ 3.0	△ 0.6	1.5	△ 0.9	△ 1.6
284,222	301,665	287,065	396,047	307,278	282,541	287,849	278,753	265,844	309,344
△ 4.2	△ 0.3	△ 11.4	17.2	△ 11.7	△ 31.5	△ 17.4	△ 18.3	△ 13.4	11.9
0.7	0.2	0.6	1.0	1.4	1.5	1.1	0.6	0.7	0.7
0.5	0.1	0.3	0.8	1.1	1.4	1.2	0.5	0.7	0.7
3.0	3.5	3.5	3.0	2.7	2.6	2.1	2.1	2.7	2.8
1.53	1.55	1.56	1.59	1.59	1.58	1.59	1.59	1.60	1.62
1.63	1.66	1.67	1.65	1.68	1.70	1.75	1.73	1.69	1.75
2.8	2.8	2.7	2.7	2.4	2.5	2.5	2.5	2.2	2.4

VI 経 年 統

第23表 部局別、給料表別職員数の状況

区分	年	平成21年		22		23		24	
		再任用 以外	再任用	再任用 以外	再任用	再任用 以外	再任用	再任用 以外	再任用
知事部局	行政職	3,549	6	3,508	4	3,477	2	3,502	5
	研究職	188		189		197		203	
	医療職(一)	41		41		37		39	
	医療職(二)	199	1	180	1	181	3	191	3
	医療職(三)	125		123		127		129	
	特定任期付職員					1		1	
	第1号任期付研究員	1		1					
	小計	4,103	7	4,042	5	4,020	5	4,065	8
警察	行政職	351		342		334		342	
	公安職	2,977	1	2,974	2	2,990	2	2,996	1
	研究職	16		15		16		14	
	小計	3,344	1	3,331	2	3,340	2	3,352	1
各種委員会	行政職	397		364		358		344	
県立学校 市町立学校	高校等教育職	3,704	32	3,658	44	3,642	60	3,632	48
	中小校教育職	9,328	4	9,221	5	9,147	7	9,040	8
	行政職	836	3	807	4	785	6	784	7
	学校栄養職員	20	1	12	1	9	1	3	
	小計	13,888	40	13,698	54	13,583	74	13,459	63
計		21,732	48	21,435	61	21,301	81	21,220	72
企業庁	行政職	245	7	238	7	228	4	224	2
病院事業庁	行政職	89	1	93	1	101		45	
	医療職(一)	137		134		127		21	
	医療職(二)	124		121		124		28	
	医療職(三)	610	2	611	3	637	2	170	2
知事部局等	現業職員	370	24	360	29	353	30	352	19
企業庁	現業職員	2	2	2	1	2	1	2	
病院事業庁	現業職員	33	1	31	1	24	1	11	
合計		23,342	85	23,025	103	22,897	119	22,073	95

- (注) 1 職員の区分欄における「再任用以外」とは再任用職員以外の職員をいい、「再任用」とはフルタイム勤務の再任用職員をいう。
 2 該当人員0の欄は空欄とした。

計 資 料

(単位 人)

25		26		27		28		29		30	
再任用 以外	再任用	再任用 以外	再任用	再任用 以外	再任用	再任用 以外	再任用	再任用 以外	再任用	再任用 以外	再任用
3,479	17	3,507	19	3,515	27	3,532	29	3,482	35	3,655	69
201	1	199	1	198	1	203	1	194	2	189	3
40		37		36		35		36		40	
182	1	178	2	183		169	1	172	4	169	5
126		122	1	125	1	121	2	124	2	127	1
1		2		2		2		2		2	
4,029	19	4,045	23	4,059	29	4,062	33	4,010	43	4,182	78
335		340		339	1	335		340		343	
2,998	1	2,978	1	2,991	6	3,020	7	3,016	7	3,022	7
16		16		16		17		17		16	
3,349	1	3,334	1	3,346	7	3,372	7	3,373	7	3,381	7
341	1	342	1	344	1	350	2	352	4	356	4
3,610	53	3,665	65	3,616	73	3,560	100	3,529	137	3,470	147
8,910	5	8,824	24	8,761	40	8,653	66	8,525	102	8,378	141
769	16	764	22	753	24	729	40	711	49	756	68
3		2		2		2		2		1	1
13,292	74	13,255	111	13,132	137	12,944	206	12,767	288	12,605	357
21,011	95	20,976	136	20,881	174	20,728	248	20,502	342	20,524	446
220	4	218	3	183	1	182	1	182		181	1
43		46		50		47	1	48	1	54	2
21		19		19		17		16		19	
27		26	1	28	1	30		29		29	
158	3	158	3	161	1	160	2	164	2	162	1
347	20	340	25	327	27	309	34	291	42	21	
2		2		2		2		2			
11		10		10		10		8	1		
21,840	122	21,795	168	21,661	204	21,485	286	21,242	388	20,990	450

第24表 給料表別職員数、平均給料月額、平均年齢及び平均経験年数の状況

(単位 職員数：人、平均給料月額：円、平均年齢：歳、平均経験年数：年)

区 分		年	平成21年	22	23	24	25	26	27	28	29	30
行政職	一 般	職 員 数	4,297	4,214	4,169	4,188	4,155	4,189	4,198	4,217	4,174	4,354
		平均給料月額	352,999	351,288	350,854	351,014	350,786	350,405	348,048	349,931	349,321	349,622
		平均年齢	42.5	42.5	42.7	42.8	42.9	43.0	43.1	43.1	43.3	44.2
		平均経験年数	21.0	20.9	21.1	21.2	21.3	21.3	21.4	21.4	21.5	22.6
	県立 学 校	職 員 数	836	807	785	784	769	764	753	729	711	756
		平均給料月額	354,913	355,449	352,315	349,874	344,634	341,460	339,681	339,699	337,673	337,998
		平均年齢	44.3	44.7	44.8	44.8	44.3	44.2	44.2	43.8	43.7	44.4
		平均経験年数	23.5	23.9	24.0	24.0	23.5	23.3	23.0	23.0	22.8	23.5
	計	職 員 数	5,133	5,021	4,954	4,972	4,924	4,953	4,951	4,946	4,885	5,110
		平均給料月額	353,311	351,957	351,086	350,834	349,825	349,025	346,776	348,423	347,626	347,902
平均年齢		42.8	42.8	43.0	43.2	43.1	43.2	43.3	43.2	43.4	44.2	
平均経験年数		21.4	21.4	21.6	21.7	21.6	21.6	21.7	21.6	21.7	22.7	
公安職	職 員 数	2,977	2,974	2,990	2,996	2,998	2,978	2,991	3,020	3,016	3,022	
	平均給料月額	334,078	330,539	328,033	327,062	325,450	324,033	321,257	325,959	326,901	328,139	
	平均年齢	39.0	38.7	38.5	38.5	38.2	38.0	37.8	37.7	37.7	38.3	
研究職	職 員 数	204	204	213	217	217	215	214	220	211	205	
	平均給料月額	384,079	376,422	376,788	374,685	376,934	379,613	383,644	384,210	380,354	376,830	
	平均年齢	41.6	40.9	41.3	41.2	41.4	41.8	42.7	42.5	42.2	42.5	
医療職 (一)	職 員 数	41	41	37	39	40	37	36	35	36	40	
	平均給料月額	434,990	430,929	432,070	433,208	439,310	437,049	443,272	454,812	467,789	450,730	
	平均年齢	41.0	40.7	41.4	40.9	41.3	41.8	42.9	43.9	45.3	43.6	
医療職 (二)	職 員 数	199	180	181	191	182	178	183	169	172	169	
	平均給料月額	375,167	371,678	369,019	358,726	362,756	360,174	358,505	358,208	351,912	351,378	
	平均年齢	43.0	42.9	43.0	42.0	42.4	42.3	42.3	41.6	41.1	41.7	
医療職 (三)	職 員 数	125	123	127	129	126	122	125	121	124	127	
	平均給料月額	378,520	373,528	366,918	365,015	364,606	361,942	353,039	352,681	346,924	342,808	
	平均年齢	45.0	44.6	44.1	44.3	44.4	44.9	44.5	44.1	43.7	44.1	
高校等 教育職	職 員 数	3,704	3,658	3,642	3,632	3,610	3,665	3,616	3,560	3,529	3,470	
	平均給料月額	407,956	406,059	400,916	398,579	396,770	394,607	391,623	394,582	395,462	395,582	
	平均年齢	44.9	45.0	44.8	44.8	44.7	44.6	44.7	44.8	45.0	45.6	
中小校 教育職	職 員 数	9,328	9,221	9,147	9,040	8,910	8,824	8,761	8,653	8,525	8,378	
	平均給料月額	396,175	392,775	387,942	385,370	382,538	378,695	373,842	374,417	371,852	368,980	
	平均年齢	44.4	44.4	44.3	44.3	44.1	43.8	43.5	43.2	42.9	42.9	
学 校 栄 養 職 員	職 員 数	20	12	9	3	3	2	2	2	2	1	
	平均給料月額	380,725	365,717	367,417	409,283	374,200	368,880	369,145	375,623	378,350	364,500	
	平均年齢	48.3	47.2	47.9	54.0	49.7	47.5	48.5	49.5	50.5	43.0	
特 定 任 期 付 職 員	平均経験年数	27.5	26.3	27.0	33.7	28.7	26.5	27.5	28.5	29.5	21.0	
	職 員 数	—	—	1	1	1	2	2	2	2	2	
	平均給料月額	—	—	621,000	620,000	620,000	548,500	550,000	545,000	545,000	545,000	
第 1 号 任 期 付 研 究 員	平均年齢	—	—	62.0	63.0	64.0	48.0	49.0	49.0	50.0	51.5	
	平均経験年数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	職 員 数	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	
計	平均給料月額	610,000	610,000	—	—	—	—	—	—	—	—	
	平均年齢	60.0	61.0	—	—	—	—	—	—	—	—	
	平均経験年数	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	職 員 数	21,732	21,435	21,301	21,220	21,011	20,976	20,881	20,728	20,502	20,524	
計	平均給料月額	379,213	376,470	372,860	370,936	368,953	366,582	362,949	364,615	363,486	362,164	
	平均年齢	43.3	43.3	43.2	43.2	43.1	42.9	42.8	42.7	42.6	43.0	
	平均経験年数	21.4	21.3	21.2	21.3	21.0	20.8	20.8	20.5	20.4	20.9	

区 分		年	平成21年	22	23	24	25	26	27	28	29	30
行政職	企業庁	職 員 数	245	238	228	224	220	218	183	182	182	181
		平均給料月額	334,199	337,493	335,374	338,047	338,472	340,854	341,525	350,234	351,062	355,587
		平均年齢	40.3	40.8	40.7	41.0	40.9	41.4	42.1	42.9	43.1	44.4
		平均経験年数	19.6	20.1	19.8	19.9	19.7	20.3	21.0	21.8	21.8	23.2
	病院	職 員 数	89	93	101	45	43	46	50	47	48	54
		平均給料月額	326,972	331,209	335,875	342,043	347,046	345,978	350,018	350,804	350,069	350,857
平均年齢		39.8	40.2	40.8	42.2	42.6	42.7	44.2	44.0	43.9	45.2	
平均経験年数		17.7	18.0	18.4	19.4	19.7	19.8	21.5	20.8	20.8	23.1	
医療職 (一)	事業庁	職 員 数	137	134	127	21	21	19	19	17	16	19
		平均給料月額	396,692	400,089	406,209	418,700	416,767	411,579	418,563	440,388	446,488	435,411
		平均年齢	38.7	39.1	39.7	40.3	40.9	39.1	41.8	42.0	42.2	41.4
医療職 (二)	病院	平均経験年数	14.5	15.0	15.8	16.6	17.0	14.1	15.1	15.4	18.7	16.3
		職 員 数	124	121	124	28	27	26	28	30	29	29
		平均給料月額	319,447	329,177	331,006	339,560	348,840	349,993	342,629	353,087	347,833	350,299
医療職 (三)	事業庁	平均年齢	37.3	38.3	38.8	40.1	41.4	41.3	40.8	41.5	41.3	42.6
		平均経験年数	15.2	16.2	16.7	18.2	19.4	19.0	18.6	19.2	18.9	20.1
		職 員 数	610	611	637	170	158	158	161	160	164	162
医療職 (三)	病院	平均給料月額	298,392	296,100	295,741	325,336	331,122	328,386	326,486	331,134	329,645	332,847
		平均年齢	36.4	36.3	36.4	41.4	42.2	42.4	42.8	43.2	43.1	44.3
		平均経験年数	13.5	13.3	13.3	17.2	17.9	17.5	17.7	16.9	17.1	19.2

現 業 員	知事部 局 等	職 員 数	370	360	353	352	347	340	327	309	291	21
		平均給料月額	347,037	346,817	347,530	351,197	354,423	357,807	357,672	362,768	365,667	382,943
		平均年齢	45.7	45.9	46.4	47.2	47.8	48.5	49.0	49.4	50.0	54.4
		平均経験年数	26.1	26.4	26.7	27.6	28.2	28.9	29.4	29.9	30.5	35.6
	企業庁	職 員 数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	—
		平均給料月額	350,900	355,550	358,850	362,000	365,500	369,000	370,100	386,050	392,400	—
		平均年齢	45.0	46.0	47.0	48.0	49.0	50.0	51.0	55.0	56.0	—
	病院 事業庁	平均経験年数	25.5	26.5	27.5	28.5	29.5	30.5	31.5	35.5	36.5	—
		職 員 数	33	31	24	11	11	10	10	10	8	—
		平均給料月額	341,485	342,165	344,897	339,690	345,018	358,980	361,880	367,160	368,125	—
		平均年齢	45.0	45.3	46.0	45.4	46.2	48.5	50.2	51.2	51.1	—
		平均経験年数	24.8	25.1	26.1	25.2	26.0	28.3	29.6	30.6	31.0	—

総 計	職 員 数	23,342	23,025	22,897	22,073	21,840	21,795	21,661	21,485	21,242	20,990
	平均給料月額	375,649	373,129	369,716	369,867	368,107	365,883	362,410	364,234	363,164	361,922
	平均年齢	43.1	43.1	43.0	43.3	43.1	43.0	42.9	42.8	42.7	43.1
	平均経験年数	21.1	21.1	21.0	21.3	21.1	20.9	20.9	20.7	20.6	20.9

(注) 行政職の「一般」とは、知事部局、各種委員会事務局及び警察をいう。

